

工事請負契約における設計変更ガイドライン
及び工事一時中止ガイドライン
(土木・営繕工事共通)

令和3年4月

浦添市

目 次

I. 設計変更ガイドライン

1	設計変更ガイドラインの目的等 P 1
	(1) 目的	
	(2) 用語の定義	
2	設計変更の基本事項 P 2
	(1) 基本原則	
	(2) 設計変更を行う場合	
3	設計変更に関する留意事項 P 4
	(1) 発注者の留意事項	
	(2) 受注者の留意事項	
4	設計変更手続きフロー P 7
	(1) 全体	
	(2) 契約約款第 18 条関係	
5	設計変更が不可能なケース P 8
6	設計変更が可能なケース P 9
	(1) 設計図書が互いに一致しない場合	(契約約款第 18 条第 1 項第 1 号)
	(2) 設計図書に誤謬又は脱漏がある場合	(契約約款第 18 条第 1 項第 2 号)
	(3) 設計図書の表示が明確でない場合	(契約約款第 18 条第 1 項第 3 号)
	(4) 設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件 と実際の工事現場一致しない場合	(契約約款第 18 条第 1 項第 4 号)
	(5) 予期することのできない特別な状態が生じた場合 (契約約款第 18 条第 1 項第 5 号)	
	(6) 発注者が必要と認め、変更する場合	(契約約款第 19 条)
	(7) 工事中止の場合の手続き	(契約約款第 20 条)
	(8) 「設計図書の照査」の範囲をこえるもの	
	(9) 受注者からの請求による工期の延長	(契約約款第 21 条)
	(10) 発注者の請求による工期の短縮	(契約約款第 22 条)
7	設計変更に関わる資料の作成 P 16
	(1) 設計照査に必要な資料作成	
	(2) 設計変更に必要な資料作成	
8	条件明示について P 17
9	指定・任意の使い分け P 19
	(1) 基本事項	

(2) 留意事項	
(3) 参考資料	
別表1 重要な変更の参考例（土木工事）	．．．．． P 2 2
重要な変更の参考例（営繕工事）	．．．．． P 2 3
別紙 設計変更における手続き等	．．．．． P 2 4

II. 工事一時中止ガイドライン

1 工事一時中止ガイドライン策定の目的等	．．．．． P 2 8
2 工事の全部又は一部の施工を一時中止する場合	．．．．． P 2 8
3 発注者の留意事項	．．．．． P 2 9
4 受注者の留意事項	．．．．． P 3 0
5 工事の一時中止に係る基本フロー	．．．．． P 3 1
6 工事一時中止に係る諸手続き等	．．．．． P 3 2
(1) 発注者の中止指示義務	
(2) 工事を中止すべき場合	
(3) 中止の指示・通知	
(4) 基本計画書の作成	
(5) 工期短縮計画書の作成	
(6) 請負代金額又は工期の変更	
7 増加費用の考え方	．．．．． P 3 8
(1) 準備工着手前に一時中止した場合	
(2) 準備工期間に一時中止した場合	
(3) 本工事施工中に一時中止した場合	
(4) 工期短縮を行った場合（当初設計から施工条件の変更がない場合）	
8 増加費用の設計書及び事務処理上の扱い	．．．．． P 4 2
(1) 増加費用の設計書における取り扱い	
(2) 増加費用の事務処理上の取り扱い	
9 工事一時中止に伴う増加費用の取扱いについて	．．．．． P 4 3
(1) 工事一時中止の区分	
(2) 全体中止と部分中止の積算内容の違い（算定方法の違い）	

この「工事請負契約における設計変更ガイドライン及び工事一時中止ガイドライン」は、浦添市の所掌する令和3年4月1日以降に予算執行伺いを行う工事請負契約に適用するもので、設計変更の取り扱いについての様々な課題に対して受発注者間で共通の目安を有することを目的として取り纏めたものです。

I. 設計変更ガイドライン

1 設計変更ガイドラインの目的等

(1) 目的

浦添市は、現在及び将来における豊かな市民生活や社会経済活動の基盤となる、道路、上下水道、公園、学校等の様々な社会資本を整備及び維持管理・更新するため、毎年、数多くの工事を実施しています。

これらの工事では、個別に設計された極めて多岐にわたる目的物を、多種多様な現地の自然条件・環境条件の下で完成させるため、必要な調査・検討の上で工事の発注を行っていますが、当初発注時に予見できない事態が発生し、工事内容の変更（設計変更）が避けられない場合が多くあります。

本ガイドラインは、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（平成 17 年法律第 18 号。以下「改正品確法」という。）の基本理念等※や工事請負契約約款等を踏まえ、設計変更を行う際の発注者及び受注者双方の留意点や設計変更が可能なケース・不可能なケース、手続きの流れ、さらに設計図書において条件明示すべき内容を明示することで、契約関係における責任の所在の明確化及び契約内容の透明性の向上を図り、設計変更を行う場合における手続きの円滑化を図ることを目的としています。

※改正品確法第 3 条（基本理念）、第 7 条（発注者等の責務）

「(中略) 公共工事における請負契約（下請契約を含む。）の当事者が、各々の対等な立場における合意に基づいて、(中略) 適正な額の請負代金及び適正な工期又は調査等の履行期を定める公正な契約を締結し、(中略) 履行する」

「設計図書に適切に施工条件又は調査等の実施の条件を明示するとともに、(中略) 必要があると認められたときは、適切に設計図書の変更及びこれに伴い必要となる請負代金又は工期等の変更を行うこと。」

(2) 用語の定義

設計変更ガイドラインにおいて用いる用語を以下に定義します。

- ①「契約約款」とは、「浦添市建設工事請負契約約款」をいう。
- ②「設計変更」とは、契約約款第 18 条又は第 19 条の規定により、図面又は仕様書を変更することとなる場合において、契約変更の手続きの前に当該変更の内容をあらかじめ発注者が受注者に指示することをいう。
- ③「契約変更」とは、契約約款第 23 条又は第 24 条の規定により協議し、工期又は請負代金額の変更の契約を締結することをいう。
- ④「重要な設計変更」とは、次に掲げるものをいう。
 - ア 当該工事の基本的な内容に重大な影響を及ぼすもの。
 - イ 構造、工法、位置、断面等の重要な変更で別表 1・2 に該当するもの。
 - ウ 現に契約している工事の目的、効用を著しく変えることがない、新たな工種や工事区間外に延長する工事で、かつ当該工事と分離して施工することが著

しく困難なもの

エ 変更見込金額が請負代金の 30%又は 1,000 万を超える工事で、現に施工中の工事の目的、効用を著しく変えることなく、かつ当該工事と分離して施工することが著しく困難なもの。

※ 議会の議決を経た契約については、当該議決に係る契約金額の 100 分の 5 を超える、又は 1,000 万円を超える変更は、議会の議決が必要である。

⑤ 「軽微な設計変更」とは、次に掲げるものをいう。

ア 重要な設計変更に該当しないもの。

イ ④のア、イ、ウによる重要な設計変更を行い契約変更した後に、④のア、イ、ウ以外の設計変更を行う場合で、④のエに該当しないもの。

ウ 重要な設計変更により契約変更した後、工期末の現地取り合わせによる数量の増減のみによる設計変更、または、設計図書（特記仕様書、工事打合せ簿等）で実施数量により精算変更することが示されている設計変更に該当するもの。

エ 新工種に係るもの又は単価若しくは一式工事費の変更が予定されるものでそれぞれの変更見込額又はこれらの変更見込金額の合計額※が当初請負代金額の 20%かつ 300 万円を超えないもの。

⑥ 土木工事共通仕様書とは、沖縄県の「土木工事共通仕様書」をいう。

⑦ 公共建築工事標準仕様書とは、「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）、（機械設備工事編）、（電気設備工事編）」をいう。

⑧ 照査ガイドラインとは、沖縄県の「設計図書の照査ガイドライン」をいう。

⑨ 設計変更審査会とは、「浦添市指名業者選定委員会」の委員をもって充てる。

⑩ 設計変更における手続き等は、別紙（24 頁）のとおり。

2 設計変更の基本事項

(1) 基本原則

設計変更の基本原則について、浦添市設計変更に伴う契約変更の事務処理要領において、次のように定められています。

「設計表示単位に満たない設計変更は、契約変更の対象としないものとする。なお、工事量の設計表示単位は、設計積算に関する基準において適正に定めるものとする。」

「一式工事については、請負者に図面、仕様書又は現場説明において設計条件又は施工方法を明示したものに付き、当該設計条件又は施工方法を変更した場合の他原則として、契約変更の対象としないものとする。」

「変更見込金額が請負代金の30%を超える工事は、現に施工中の工事と分離して施工することが著しく困難なものを除き、原則として、別途の契約とするものとする。」

したがって、次のような場合は、上記の設計変更の基本原則の範囲を超えるものですので、原則として設計変更により対応することはできません。

～設計変更の基本原則の範囲を超えるもの～

- 設計金額が当初の30%を超えて増減し分離発注できる。
- 当初契約した施工場所以外の場所での施工を追加する。
- 当初の工事目的と関係のない工種を追加する。

(2) 設計変更を行う場合

契約約款及び浦添市請負工事監督規程（以下「監督規程」という。）、浦添市設計変更に伴う契約変更の事務処理要領に設計変更を行う場合について規定されています。

表1 主な設計変更を行う場合とその根拠条文

設計変更を行う場合	根拠
1 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しない場合	契約約款第18条第1項第1号
2 設計図書に誤り又は漏れがある場合	契約約款第18条第1項第2号
3 設計図書の表示が明確でない場合	契約約款第18条第1項第3号
4 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しない場合	契約約款第18条第1項第4号

5	設計図書で明示されていない施工条件について予測すること のできない特別な状態が生じた場合	契約約款第18条 第1項第5号
6	発注者が必要と認め、設計図書の内容を変更する場合	契約約款第19条
7	工事用地等が確保できないため又は受注者の責めに帰すこと のできないものにより、受注者が工事を施工できないと認め られる（工事を一時中止する必要がある）場合	契約約款第20条 第1項
8	発注者が、受注者が行う「設計図書の照査」の範囲を超える作 業を指示した場合	
9	受注者からの請求による工期の延長	契約約款第21条
10	発注者の請求による工期の短縮	契約約款第22条

上記以外にも契約約款では、支給材料及び貸与品（契約約款第15条）、設計図書に不適合な場合の措置等（契約約款第17条）などにおいて設計変更する
場合があることを規定しています。

しかし、上表にあてはまる場合であっても、設計変更の基本原則の範囲を超
える場合は、設計変更により対応することはできません。

また、発注者の指示を受けずに工事内容を変更して施工するなど、正規の手
続きを経していない場合も、設計変更により対応することはできません。

3 設計変更に関する留意事項

(1) 発注者

改正品確法の中で、発注者の責務として、必要があると認められるときは、
適切に設計図書の変更及びこれに伴い必要となる請負代金の額又は工期の変
更を行うことが求められています。

請負工事の施工は設計図書に従い行われるため、発注者は、受注者が工事の
目的に沿った適切な施工ができるよう、必要な施工条件を明示した設計図書
を作成するとともに、変更の必要がある場合は受注者に対して書面により指
示を行わなければなりません。また、工事目的と関係のない工種の追加や別の
工事で施工すべき工種の追加を受注者に対して指示を行ってははいけません。

なお、適切に工事を施工するため、発注者は次の事項等に留意する必要があ
ります。

□設計積算にあたって、平成14年3月28日国官技第369号通知（土木）

※「条件明示について」記載されている工事内容に係る項目について
は、必ず条件明示するよう徹底する。

※営繕は「施工条件明示について」平成14年5月14日国営計第24号通知

※発注関係事務の運用に関する指針（P4 抜粋）

工事に必要な関係機関との調整、住民合意、用地確保、法定手続などの進捗状況を踏まえ、現場の実態に即した施工条件（自然条件を含む。）の明示等により、適切に設計図書を作成し、積算内容との整合を図るよう努める。

- 当初設計の考え方や設計条件を再認識して、設計変更の「協議」にあたる。
- 設計変更を行う必要が生じた場合など、必要な指示、協議等を書面で行う。
- 受注者から設計図書についての確認の請求があった場合は、受注者の立会いの上、調査を行う。
- 設計変更後の請負金額や工期は、受注者と協議の上、決定する。
- 当初請負代金額の 30%を超える変更を行う場合は、現に契約している工事と分離して施工することが困難なものを除き、原則として別途契約とするものとする。
- 監督員指示を行った場合には、当該指示に対応する設計変更手続きを速やかに行わなければならない。ただし、極めて近い将来に続けて監督員指示を行うことが見込まれる場合には、軽微な設計変更の範囲内で、まとめて設計変更手続きを行うことができる。
- 設計変更に伴う契約変更の手続きは、その必要が生じた都度、遅滞なく行うものとする。ただし、軽微な設計変更に伴うものは、工期の末（債務負担行為に基づく工事にあつては、各会計年度の末及び工期の末）に行うことをもって足りるものとする。
- 設計変更に係る打合せ簿（指示）には、業務内容を記載するとともに、延長日数、概算増減額を記載する。（発注者は、設計変更の内容と延長日数、概算増減額を受注者へ提示の上、受注者と設計変更の協議を行う。なお、延長日数、概算額を記載できない場合にはその理由を記載する。）
- 受注者からの協議による変更の場合、積算基準に定めのない工種など、必要に応じ見積書を添付させる。監督員は、協議書の内容で施工を指示する場合は、承諾済みの協議書を指示書に添付して指示内容とすることもできるが、この場合においても、監督員は、協議書に設計変更の対象の適否、延長日数及び概算金額について記載し、双方での合意を得ることとする。
- 受注者からの協議によらず発注者の指示による場合、発注者は、指示書に業務内容、延長日数及び概算金額を指示書に記載する。緊急を要する指示等のため、概算金額が記載できない場合は、概算金額の協議時期を記載することとする。
- 記載する延長日数及び概算金額は「参考値」であり、変更契約の工期及び変更契約額を拘束するものではない。
- 受注者との協議が円滑に行われるよう、発注者は、概算金額の算出条件を

明確にしておく。

- 工事費の増減額を伴う設計変更の指示を行う場合は、あらかじめ、その変更金額を予算事務担当者に確認する。また、軽微な設計変更以外の場合は、変更内容を契約事務担当者に確認する。
- 設計変更に伴う現場着手については、原則として、受注者の同意を書面（協議書等）で得たのちに指示を行う。（臨機の措置により緊急に対応する必要のある工事を除く。）
- 監督員指示に基づき設計変更する場合は、早い段階で着実に数量を固めるよう受注者に促し、施工段階ごとに適宜変更額について協議を進め、工事完了時にまとめて設計変更をすることがないように、工期全体を通じて、設計変更に要する時間の短縮に努めること。

（２）受注者

工事の着手にあたって設計図書を照査し、着手時点における疑義を明らかにするとともに、施工中に疑義が生じた場合には、速やかに発注者と「協議」し進めることが重要です。そのため、工事の施工にあたって発注者の意図、設計図書、現場条件などを確認する必要があります。

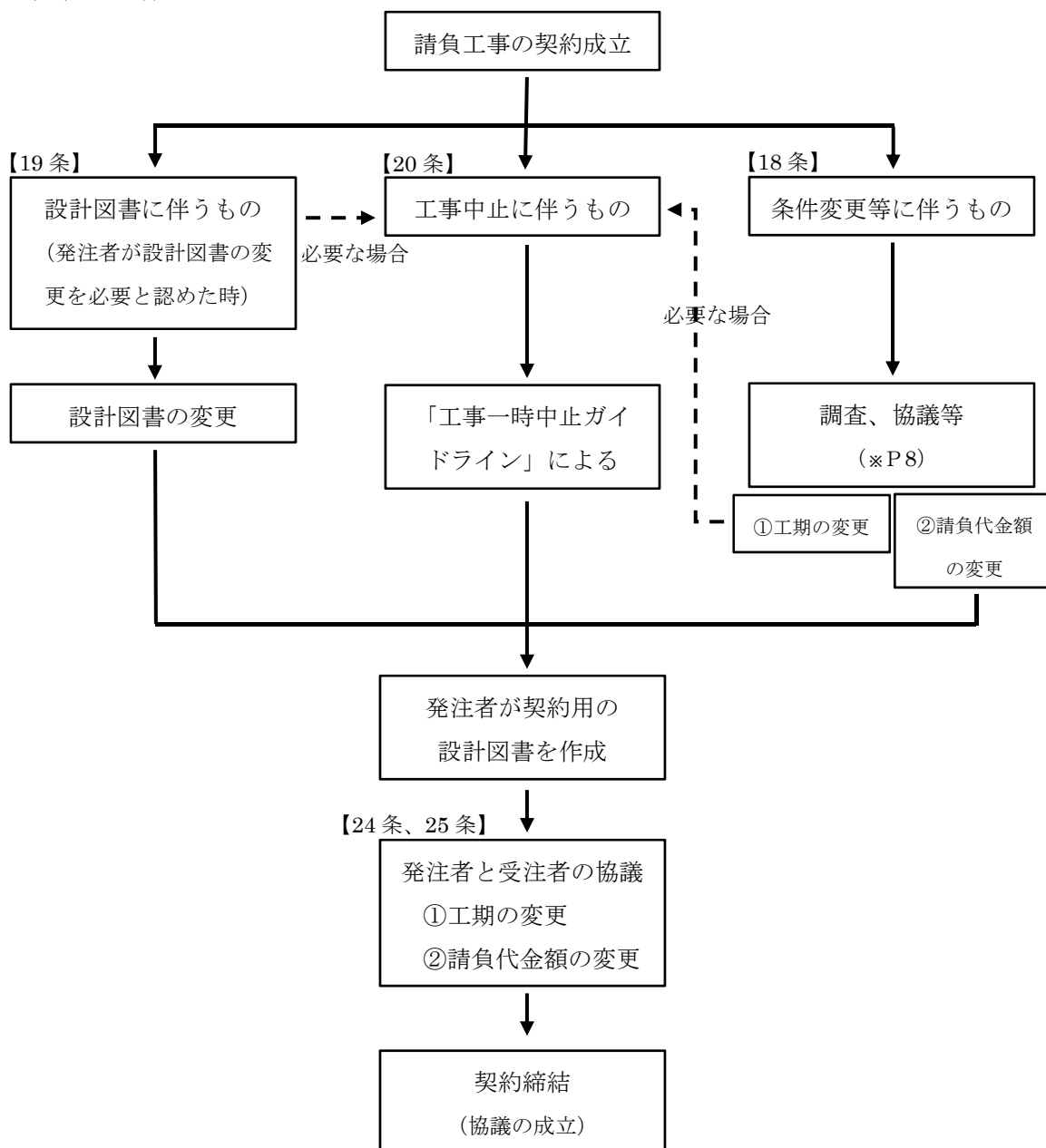
なお、適切に工事を施工するため、受注者は次の事項等に留意する必要があります。

- 設計図書と工事現場に相違がある、必要な条件明示がされていないなど施工する上で疑問が生じた場合は、速やかに発注者に通知する。
- 数量・仕様等の設計図書の変更が必要な場合は、積算基準に定めのない工種など、必要に応じ見積書を添付した上で発注者と協議を行い、発注者の書面による指示に従い施工する。
- 監督員指示に基づき設計変更する場合は、早い段階で着実に数量を固めるとともに、施工段階ごとに適宜変更額について協議を進め、設計変更の円滑化に努めること。

受注者は、発注者からの指示書及び協議書等の書面による回答を得てから施工することになります。

4 設計変更手続きフロー

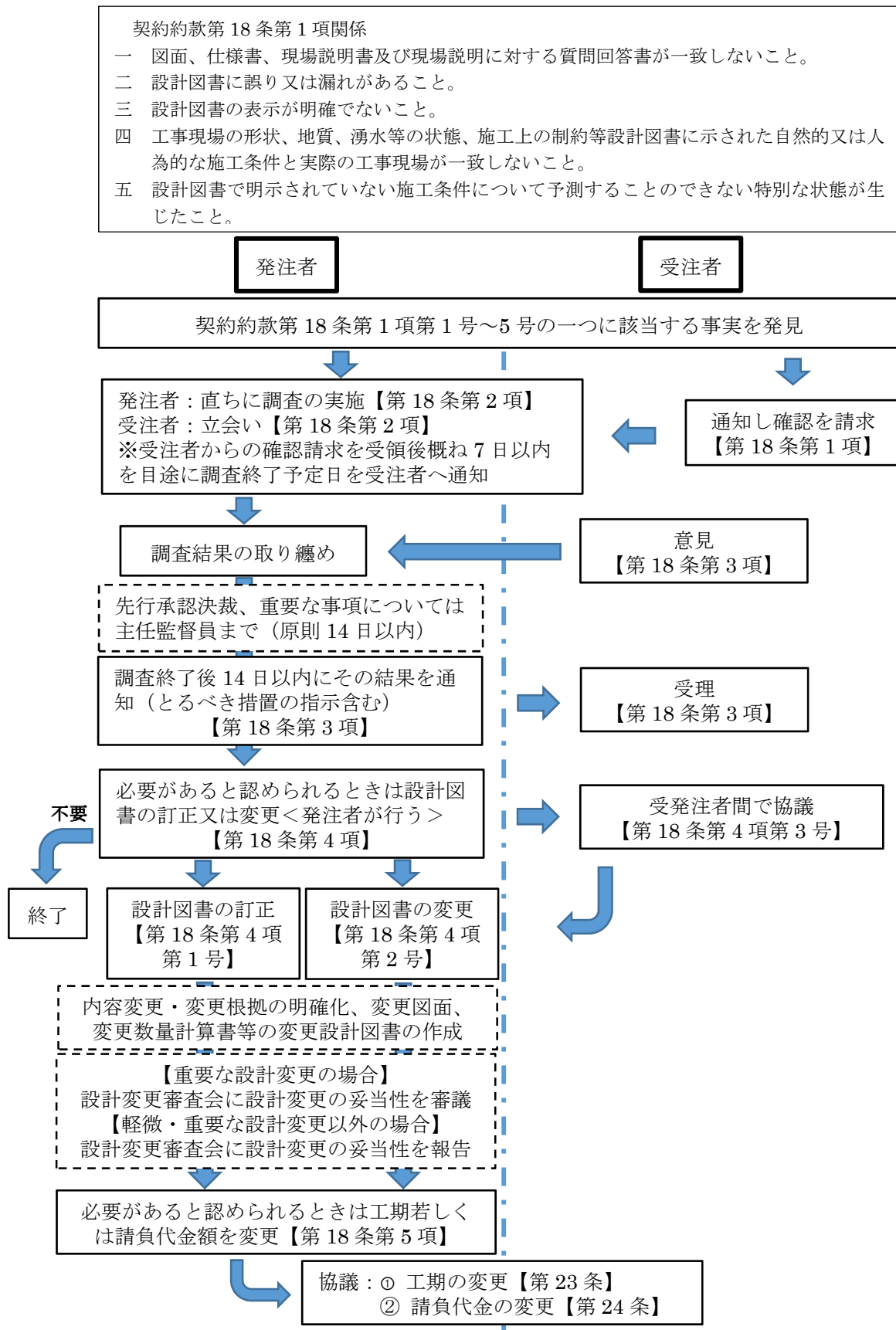
(1) 全体



【留意事項】

- 設計変更に伴う契約変更の手続きは、その必要が生じた都度、遅滞なく行うものとする。
- 軽微な設計変更に伴うものは、工期の末（国庫債務負担行為に基づく工事にあつては、各会計年度の末及び工期の末）に行うことをもって足りるものとする。

(2) 契約約款第 18 条関係



5 設計変更が不可能なケース

以下のような場合においては、原則として設計変更はできません。

- ① 設計図書に条件明示のない事項において、発注者と「協議」を行わず受注者が独自に判断して施工を実施した場合
(対応例) 受注者は契約約款第 18 条第 1 項により設計図書と工事現場の不一致、条件明示の無い事項等発見したときは、その事実が確認できる資料を書面により監督員に提出し確認を求める。
- ② 発注者と「協議」をしているが、協議の回答がない時点で施工を実施した場合
(対応例) 協議の回答は契約書により発注者が契約約款第 18 条第 3 項により調査の終了後 14 日以内にとすることとなり速やかな回答は発注者の責務である。しかしながら、協議内容によっては各種検討・関係機関調整が必要などやむを得ず受注者の意見を聞いたうえで回答までの期間を延長する場合もある。そのため、受注者はその事実が判明次第、出来るだけ早い段階で協議を行うことが重要である。
- ③ 承諾で施工した場合
(対応例) 承諾とは受注者が自らの都合による施工方法等について監督員に同意を得るものである。設計図書と工事現場の不一致・条件明示の無い事項等の場合は契約約款第 18 条による協議をすることが必要であり、安易な承諾による施工は避けるべきである。
- ④ 契約約款・土木工事共通仕様書（土木工事の場合）・公共建築工事標準仕様書（営繕工事の場合）に定められている所定の手続きを経していない場合（契約約款第 18 条～24 条、共通仕様書（1-1-3～1-1-15）、標準仕様書（1.1.8～1.1.10））
(対応例) 発注者及び受注者は協議指示・一時中止・工期延期・請負代金額の変更など所定の手続きを行う。
- ⑤ 公共建築工事標準仕様書の各章に規定されている監督職員の指示、協議等（書面によることを原則とする。）を踏まえないで施工を実施した場合。
(対応例) 発注者は速やかに書面による指示・協議等を行う。受注者は書面による指示・協議等の回答を得て施工する。
- ⑥ 正式な書面によらない事項（口頭のみ指示・協議等）の場合
(対応例) 上記⑤と同様。

ただし、契約約款第 26 条（臨機の措置）については別途考慮する必要があります。

※承諾：受注者自らの都合により施工方法等について監督員に同意を得るもの

⇒設計変更不可

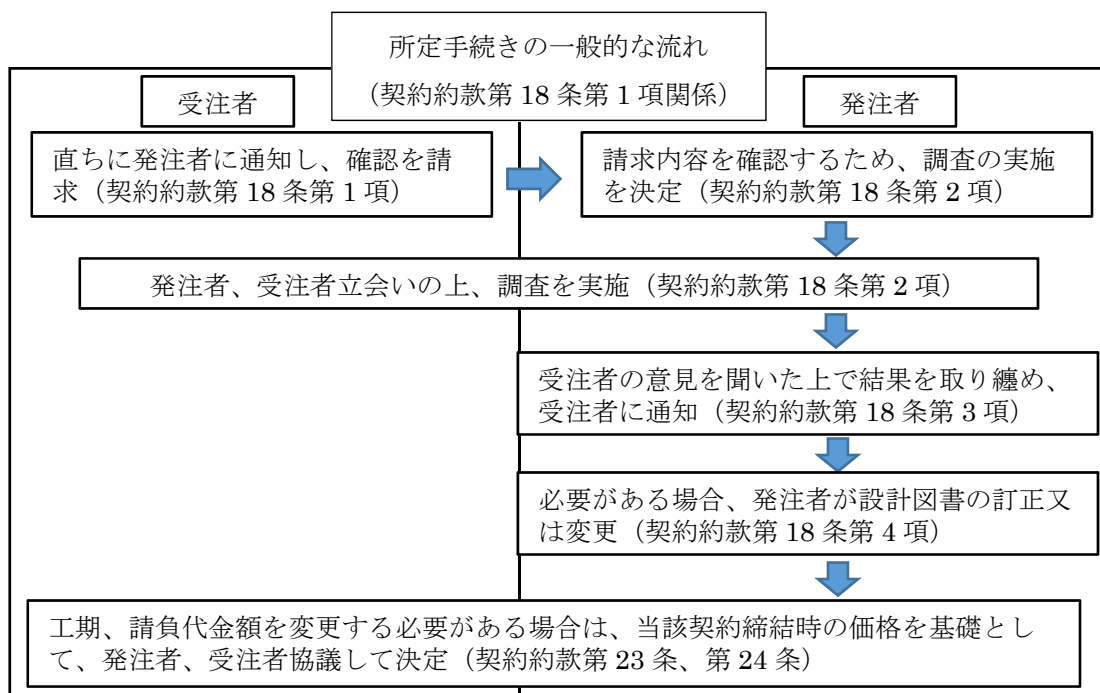
協議：発注者と書面により対等な立場で合意して発注者の「指示」によるもの

⇒設計変更可能

6 設計変更が可能なケース

以下のような場合においては、所定の手続きを踏むことにより設計変更が可能です。

- ① 仮設（任意仮設を含む）において、条件明示の有無に係わらず当初発注時点で予期しえなかった土質条件や地下水位等が現地で確認された場合
- ② 当初発注時点で想定している工事着手時期に、受注者の責によらず、工事着手出来ない場合
- ③ 所定の手続き（「協議等」）を行い、発注者の「指示」によるもの（「協議」の結果として、軽微なものは金額の変更を行わない場合もある。……協議書において明示する。）
- ④ 受注者が行うべき「設計図書の照査」の範囲を超える作業を実施する場合（「設計図書の照査ガイドライン（案）」参照）
- ⑤ 受注者の責によらない工期の延期・短縮を行う場合で協議により必要があると認められるとき



(1) 設計図書が互いに一致しない場合 (契約約款第 18 条第 1 項第 1 号)

○受注者は、工事の着手にあたって設計図書を照査し、着手時点における疑義を明らかにするとともに、施工中に疑義が生じた場合には、速やかに発注者と「協議」を進めることが必要である。発注者は協議を通じて、設計図書における互いに一致しない箇所を訂正する必要がある。

(例) ア.図面と設計書でH鋼の規格が一致しない。

イ.図面と設計書で管の口径が一致しない。

ウ.図面と設計書の数量（管布設延長、舗装面積、材料、仕様等）が一致しない。

(2) 設計図書に誤謬又は脱漏がある場合（契約約款第 18 条第 1 項第 2 号）

○受注者は、信義則上、設計図書が誤っていると思われる点を発注者に確認すべきであり、発注者は、それが本当に誤っている場合には設計図書を訂正する必要がある。また、設計図書に脱漏がある場合には、受注者としては、自分で勝手に補って施工をつづけるのではなく、発注者に確認して、脱漏部分を訂正してもらうべきである。

(例) ア.図面により同一部分の舗装構成が異なっている。

- イ.設計図書に示されている矢板の打設方法では、条件明示されている土質で施工できない。
- ウ.条件明示する必要がある場合にも係わらず、土質に関する一切の条件明示がない。
- エ.条件明示する必要がある場合にも係わらず、地下水位に関する一切の条件明示がない。
- オ.条件明示する必要がある場合にも係わらず、交通誘導警備員についての条件明示がない。
- カ.使用する部材の品質が明示されていない。
- キ.図面に示されている器具が設計書に計上されていない。

(3) 設計図書の表示が明確でない場合（契約約款第 18 条第 1 項第 3 号）

○設計図書の表示が明確でないことは、表示が不十分、不正確、不明確で実際の工事施工にあたってどのように施工してよいか判断がつかない場合などのことである。この場合においても、受注者が勝手に判断して、施工することは不適當である。

(例) ア.土質柱状図は明示されているが、地下水位が不明確である。

- イ.水替工実施の記載はあるが、作業時、常時などの運転状況等の明示がない。
- ウ.使用する材料の規格（種類、強度等）が明確に示されていない（明示が不十分である。）

(4) 設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場一致しない場合（契約約款第 18 条第 1 項第 4 号）

○自然的条件とは、例えば、掘削する地山の高さ、埋め立てるべき水面の深さ等の字表面の凹凸等の形状、地質、湧水の有無又は量、地下水の水位、立木等の除去すべき物の有無。また、人為的な施工条件の例としては、地下埋設物、地下工作物、土取（捨）場、工所用道路、通行道路、工事に関係する法令等が挙げられる。

(例) ア.設計図書に明示された土質や地下水位と工事現場の土質や地下水位が一致しない。

- イ.設計図書に明示された地盤高と工事現場の地盤高が一致しない。
- ウ.設計図書に明示された交通誘導警備員の人数等が規制図と一致しない。
- エ.設計図書に明示された地下埋設物の位置と工事現場での位置が一致しない。
- オ.前頁の手続きにより行った設計図書の訂正・変更で、現地条件と一致しない。
- カ.その他、新たな制約等が発生した場合

(5) 予期することのできない特別な状態が生じた場合（契約約款第 18 条第 1 項第 5 号）

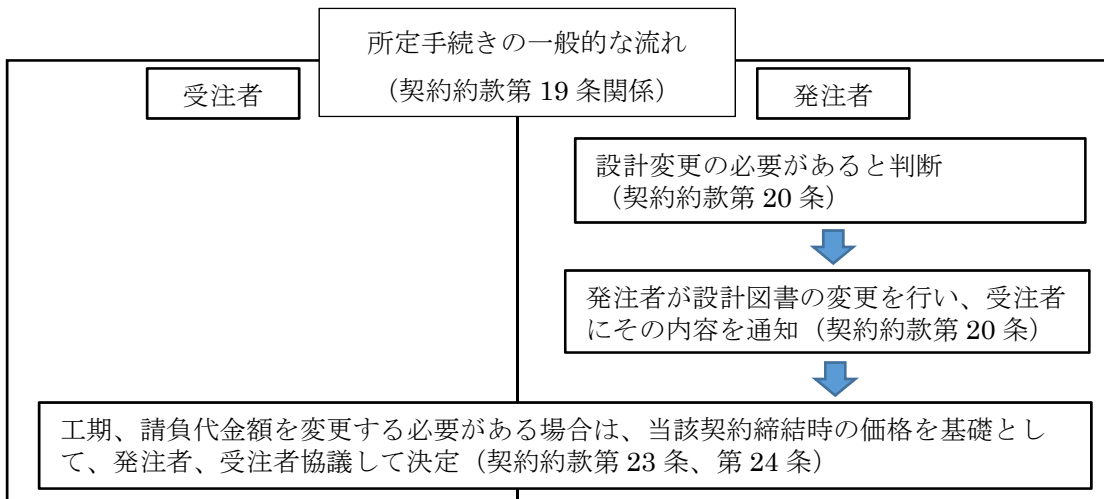
○発注者が設計図書において施工条件として定めなかった事項に関して、工事着工後に予期することのできない特別な状態が生じた場合、契約締結や工事施工の前提が大きく変わり、受注者が当初の設計図書どおりに施工することが困難又は不適當であるので、設計変更を行う。

- (例) ア.工事範囲の一部に軟弱な地盤があり、地盤改良が必要になった場合。
- イ.埋蔵文化財が発見され、調査等が必要となった場合。

(6) 発注者が必要と認め、変更する場合（契約約款第 19 条）

○発注者は、仕様や施工方法等を十分検討した上で設計図書を作成し工事発注しているが、工事の施工途中において、発注当初の判断を変更せざるを得ない事態が生じることがある。

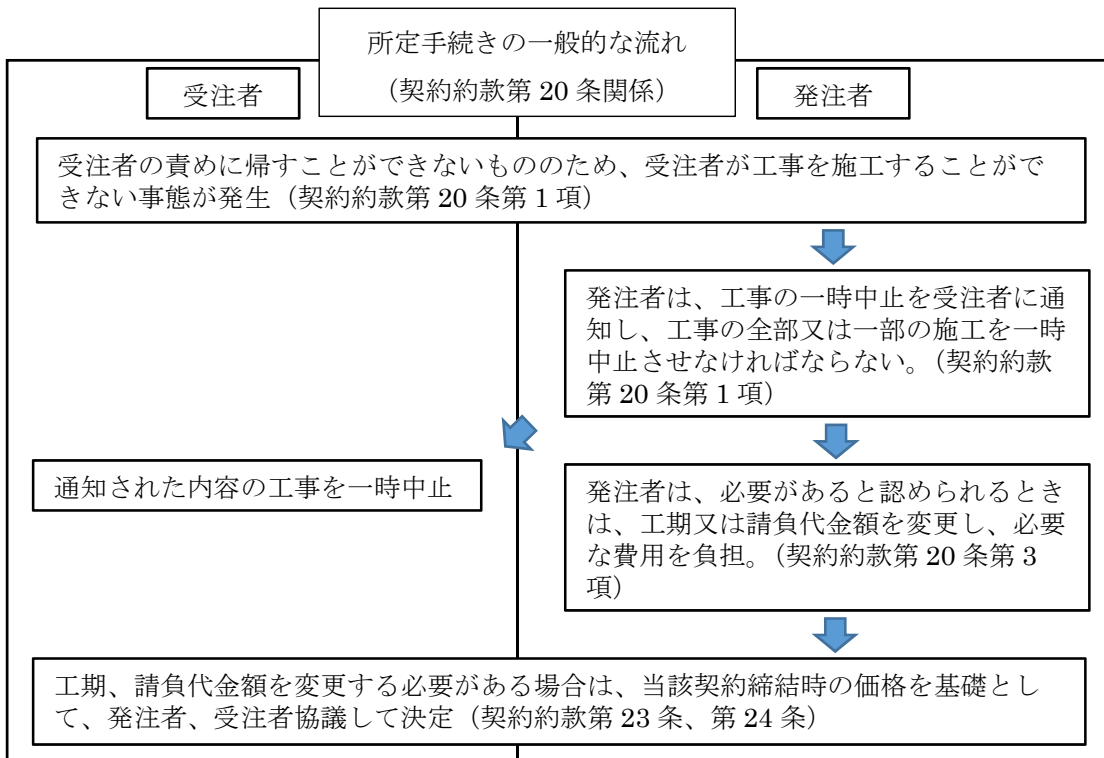
- (例) ア.地元調整の結果、施工範囲を拡大（縮小）する。
- イ.地元調整の結果、施工時間、施工日を変更する。
- ウ.同時に施工する必要のある工種が判明し、その工種を追加する。
- エ.施設の維持管理方法が具体化し、施工内容を変更する。
- オ.警察、河川・モノレール等の管理者、電力・ガス等の事業者、消防署等との協議等により、施工内容の変更、工事の追加をする。
- カ.関連する工事の影響により施工条件が変わったため、施工内容を変更する。
- キ.工事現場の安全管理上、フェンス等の防護施設（共通仮設費に含まれるものを除く。）が必要と判断し、追加する。
- ク.当初設計で指定していた建設副産物の処分先を変更する。
- ケ.使用材料を変更する。
- コ.隣接工事との調整で、交通整理員の人数を変更する。



(7) 工事中止の場合の手続き（契約約款第 20 条）

○工事用地等の確保ができない等のため又は自然的もしくは人為的な事象であって、受注者の責めに帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じもしくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められる場合の手続き（「Ⅱ 工事一時中止に係るガイドライン」 P28 参照）

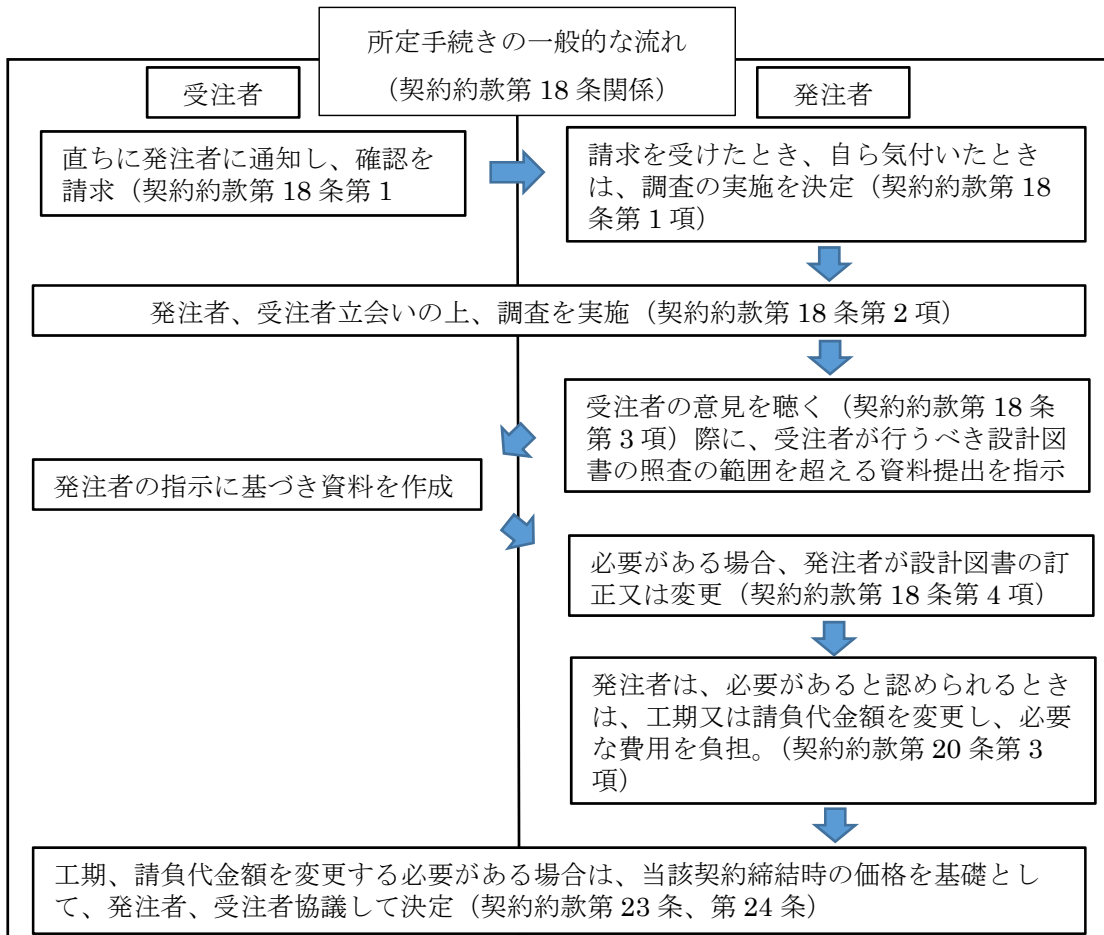
- (例) ア.発注者の義務である工事用地等の確保が行われていない。
 イ.設計図書に工事着手時期が定められているが、その期日までに請負人の責によらず施工できない。
 ウ.警察、河川・モノレール等の管理者等の管理者間協議が終わっていない。
 エ.管理者間協議の結果、施工できない期間が設定された。
 オ.請負人の責によらない何らかの事象（地元調整）が生じた。
 カ.設計図書に定められた期日までに詳細設計が未了のため、施工できない。
 キ.予見できない事態（地中障害物の発見等）が発生した。
 ク.別契約の関連工事の進捗が遅れた。
 ケ.設計時に行った関係機関との基本協議に基づく施工方法が、工事契約後に行った詳細協議で変更された。
 コ.埋蔵文化財の発掘又は調査、その他の事由により工事を施工できない。



(8) 「設計図書の照査」の範囲をこえるもの

- 受注者は、契約約款第 18 条第 1 項第 1 号～5 号に示した状態が生じた場合、この事実を監督員に通知しなければなりません。また、この後に行う調査について、監督員に対し意見を言う機会があります。
 受注者は、これらの通知や意見を書面により行う必要がありますが、この際に受注者が作成すべき資料の範囲（受注者が行う「設計図書の照査」の範囲）を超えるものとして、次のものなどが想定されます。
 発注者は、受注者に「設計図書の照査」の範囲を超える設計図書の訂正又は変更を実施させる場合において、必要があると認められる場合は、工期、請負代金額を変更しなければならない。

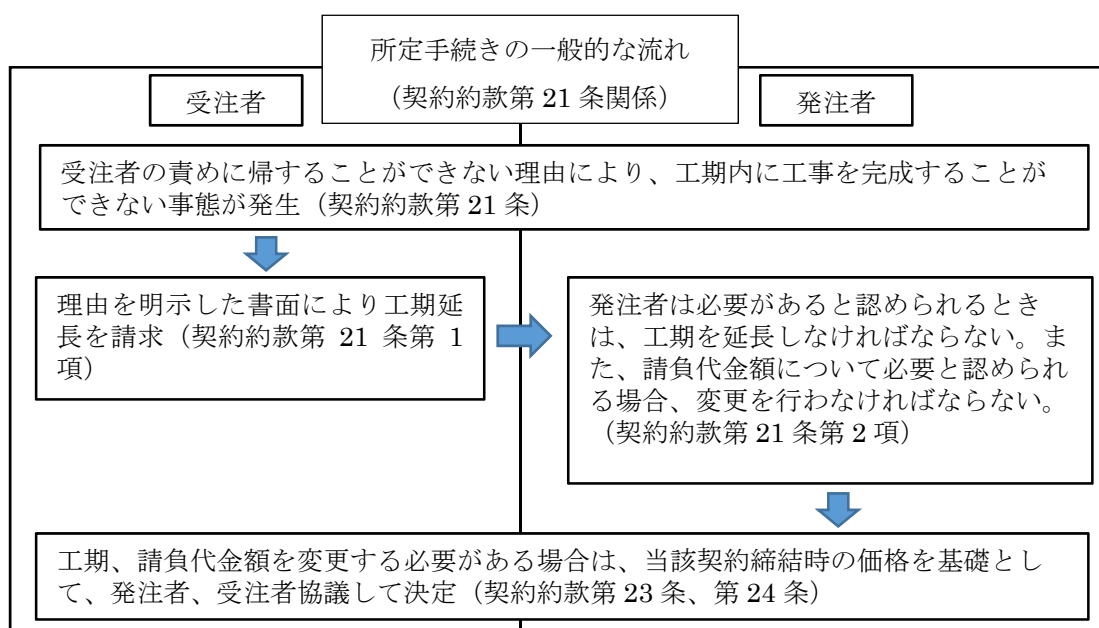
- (例) ア.現地測量の結果、横断面図を新たに作成する必要があるもの。又は縦断計画の見直しを伴う横断面の再作成が必要となるもの。
- イ.現地測量の結果、排水路計画を新たに作成する必要があるもの。又は土工の縦横断計画の見直しが必要となるもの。
- ウ.構造物の位置や計画高さ、延長が変更となり構造計算の再計算が必要となるもの。
- エ.構造物の載荷高さが変更となり、構造計算の再計算が必要となるもの。
- オ.現地測量の結果、構造物のタイプが変更となるが標準設計で修正可能なもの。
- カ.構造物の構造計算書の計算結果が設計図と違う場合の構造計算の再計算及び図面作成が必要となるもの。
- キ.基礎杭が試験杭等により変更となる場合の構造計算及び図面作成。
- ク.土留め等の構造計算において現地条件や施工条件が異なる場合の構造計算及び図面作成。
- ケ.「設計要領」・「各種示方書」等との対比設計。
- コ.構造物の応力計算書の計算入力条件の確認や構造物の応力計算を伴う照査。
- サ.設計根拠まで遡る設計図書の見直し。
- シ.舗装修繕工事の縦横断設計（当初の設計図書において縦横断面図が示されており、その修正を行う場合とする。なお、設計図書で縦横断図が示されておらず土木工事共通仕様書「15-4-3 路面切削工」「15-4-5 切削オーバーレイ工」等に該当し縦横断設計を行うものは設計照査に含まれる。）
- 【適正な設計図書に基づく数量の算出及び完成図については、受注者の費用負担によるものとする。】



(9) 受注者からの請求による工期の延長 (契約約款第 21 条)

○受注者は、天候の不良や関連工事の調整への協力など、その他受注者の責めに帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができない場合は、発注者へその理由を明示した書面により、工期延長変更を請求することができる。
発注者は、当該請求について必要があると認められる場合は、工期を延長しなければならない。また、請負代金額についても必要と認められる場合は変更する。

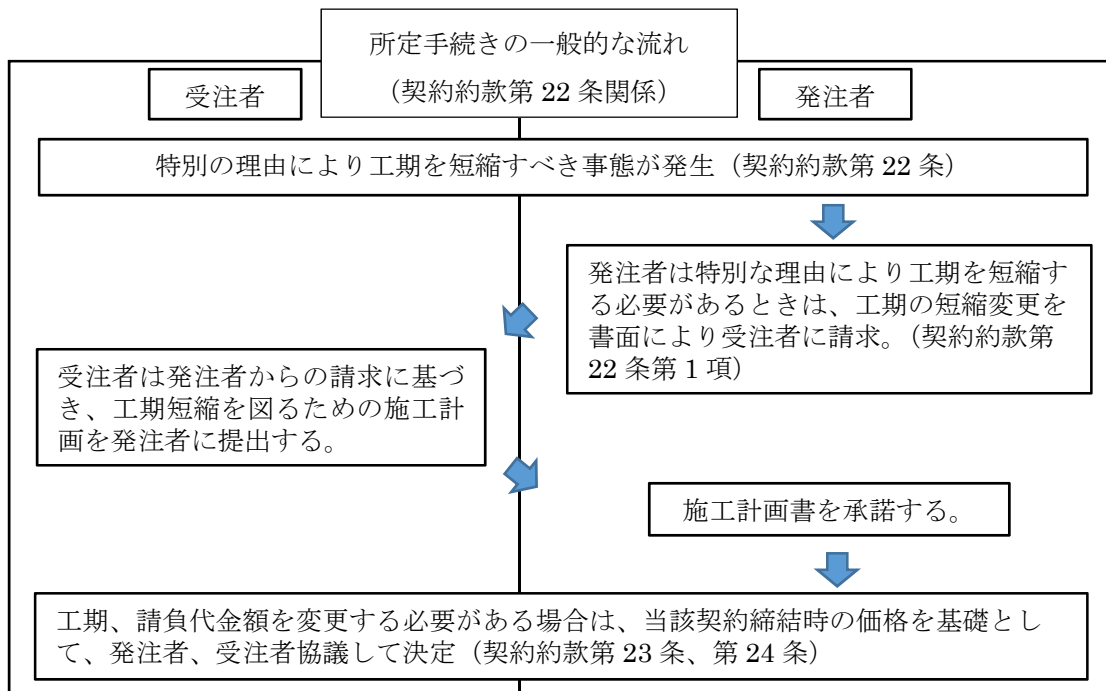
- (例) ア.天候不良の日が例年に比べ多いと判断でき、工期の延長が生じた場合
イ.設計図書に明示された関連工事との調整に変更があり、工期の延長が生じた場合
ウ.設計図書に明示された交通誘導警備員の人数等が規制図と一致しない場合
エ.その他受注者の責めに帰すことができない理由により工期の延長が生じた場合



(10) 発注者の請求による工期の短縮等 (契約約款第 22 条)

○発注者は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、受注者に対して、工期の短縮を請求することができる。
受注者は、発注者からの工期短縮請求に基づき、「工期短縮計画書」を作成し、内容について発注者の承認を得た上で施工する。工期短縮計画書には、工期短縮に伴う施工計画、安全衛生計画、施工体制、短縮期間、新たに発生する費用 (必要性や数量等の根拠を含む)などを記載する。短縮する工期が通常必要とされる工期に満たない場合で、必要と認められる場合は、請負代金額を変更しなければならない。

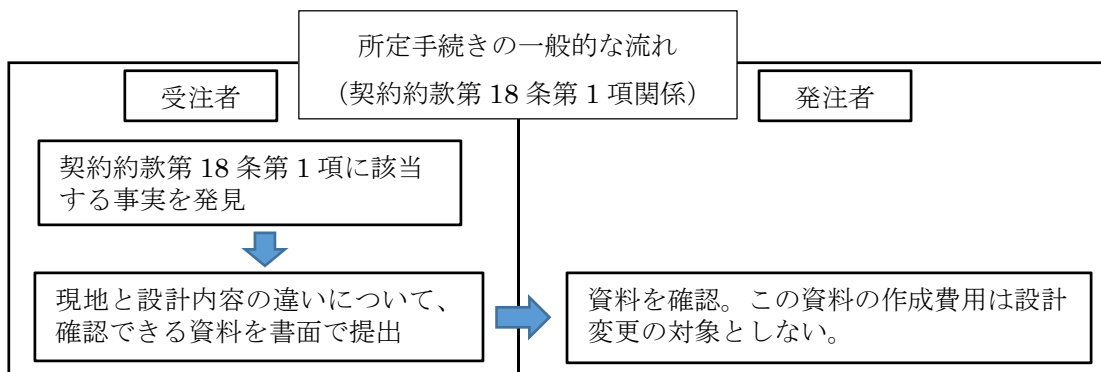
- (例) ア.工事一時中止に伴い工期延長が予想され、工期短縮が必要な場合
イ.関連工事等の影響により、工期短縮が必要な場合
ウ.その他の事由 (地元調整、関連機関調整等)により工期の短縮が必要な場合



7 設計変更に関わる資料の作成

(1) 設計照査に必要な資料作成

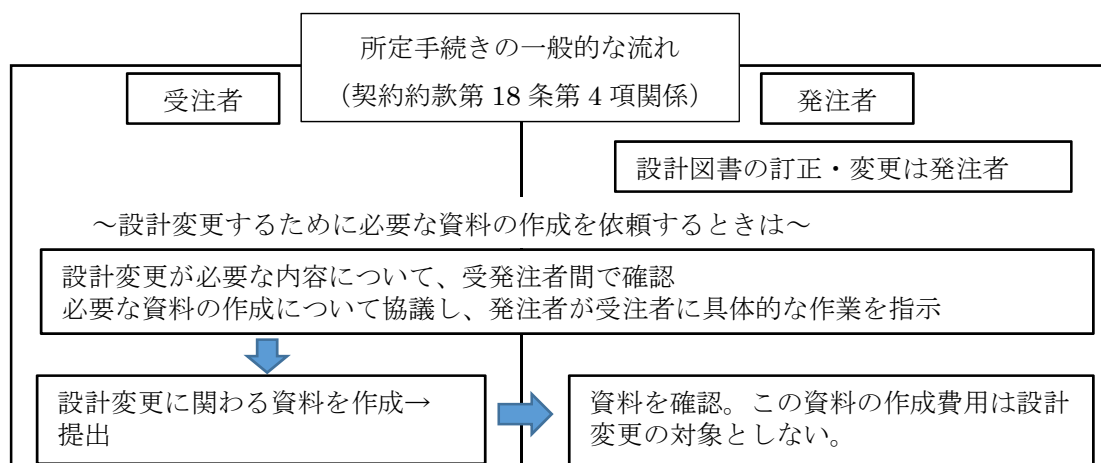
受注者は、当初設計等に対して「契約約款第 18 条第 1 項」に該当する事実が発見された場合、監督員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。なお、これらの資料作成に必要な費用については契約変更の対象とはなりません。



(2) 設計変更に必要な資料作成

「契約約款第 18 条第 1 項」に基づき設計変更するために必要な資料の作成については、「契約約款第 18 条第 4 項」に基づき発注者が行うものですが、受注者に行わせる場合は、以下の手続きによるものとします。

- ①設計照査に基づき設計変更が必要な内容については、受発注者間で確認する。
- ②設計変更するために必要な資料の作成について書面により協議し、合意を図った後、発注者が具体的な指示を行うものとする。
- ③発注者は、書面による指示に基づき受注者が設計変更に関わり作成した資料を確認する。
- ④書面による指示に基づいた設計変更に関わる資料の作成業務については、契約変更の対象とする。
- ⑤増加費用の算定は、設計業務等標準積算基準書を基本とする。



8 条件明示について

改正品確法の第7条（発注者の責務）第7項において、「設計図書に適切に施工条件又は調査等の実施の条件を明示するとともに、設計図書に示された施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない場合、設計図書に示されていない施工条件又は調査等の実施の条件について予期することができない特別な状態が生じた場合その他の場合において必要があると認められるときは、適切に設計図書の変更及びこれに伴い必要となる請負代金の額又は工期等の変更を行うこと。」とされています。

発注者は、工事内容に応じて必要となる施工条件を設計図書に明示するとともに、明示された条件に変更が生じた場合は、契約約款第18条など関連する条項に基づき、適切に対応する必要があります。

なお、具体的な明示事項は、工事担当課において工事内容に応じて定める明示事項のほか、次に示す「標準的な明示項目及び明示事項（案）」を参照すること。

標準的な明示項目及び明示事項（案）

明示項目	明示事項
工程関係	<ol style="list-style-type: none"> 1 他の工事の開始又は完了の時期により、当該工事の施工時期、全体工期等に影響がある場合は、影響を受ける部分及び内容並びに他の工事の内容、開始又は完了の時期 2 施工時期、施工時間及び施工方法が制限される場合は、制限される施工内容、施工時期、施工時間及び施工方法 3 当該工事の関係機関等との協議に未成立のものがある場合は、制約を受ける内容及びその協議内容並びに成立見込み時期 4 関係機関、自治体等との協議の結果、特定の条件が付され当該工事の工程に影響がある場合は、影響を受ける部分及び内容 5 工事着手前に土壌汚染、地下埋設物及び埋蔵文化財等の事前調査を必要とする場合は、その項目及び調査期間。又、地下埋設物等の移設が予定されている場合は、その移設期間 6 余裕期間を設定している場合は、余裕期間方式、工事着手日または工事着手期限 7 繰越による延期を想定している場合は、実工期日数、繰越が認められない場合に工事を打ち切る期日
用地関係	<ol style="list-style-type: none"> 1 工事用地等に未処理部分がある場合は、その場所、範囲及び処理の見込み時期 2 工事用地等の使用終了後における復旧内容 3 工事前仮設道路・資機材置き場用の用地を借地させる場合、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等 4 受注者に、消波ブロック、桁製作等の仮設ヤードとして官有地等及び発注者が借り上げた土地を使用させる場合は、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等
環境対策関係	<ol style="list-style-type: none"> 1 工事に伴う環境対策（騒音、振動、粉塵、排出ガス等防止）のため、施工方法、建設機械・設備、作業時間等の指定が必要な場合は、その内容 2 濁水、湧水等の処理で特別な対策を必要とする場合は、その内容（処理施設、処理条件等） 3 工事の施工に伴って発生する騒音、振動、地盤沈下、地下水の枯渇等が予測される場合、又は、電波障害等に起因する事業損失が懸念される場合は、事前・事後等調査の区分とその調査時期、未然に防止するために必要な調査方法、範囲等
安全対策関係	<ol style="list-style-type: none"> 1 交通安全施設等を指定する場合は、その内容、期間 2 鉄道、ガス、電気、電話、水道等の施設と近接する工事において施工方法、作業時間等に制限がある場合は、その内容 3 落石、雪崩、土砂崩落等に対する防護施設が必要な場合は、その内容 4 交通規制を実施する場合は、規制の内容 5 交通誘導員、警戒船等の配置を指定する場合は、その内容 6 安全管理指定工事の指定内

工事用道路関係	<ol style="list-style-type: none"> 1 一般道路を搬入、搬出路として使用する場で、制限がある場合または経路を指定する場合は、その経路、期間、時間帯、制限内容等 2 搬入、搬出路の使用後及び使用後の処置が必要である場合は、その処置内容 3 仮設道路を設置する場で、構造や安全対策を指定する場合は、その内容、期間 4 借地により仮設道路を設ける場合、その内容、借地料等 5 一般道路を交通規制により占有する場合、規制内容、期間等 6 他工事と工事用道路を共有する場合、その内容、配慮事項等
仮設関係	<ol style="list-style-type: none"> 1 仮土留、仮橋、足場等の仮設物を他の工事に引き渡す場合及び引き継いで使用する場合は、その内容、期間、条件等 2 仮設の構造、工法及びその施工範囲を指定する場合は、その構造、工法及び施工範囲 3 仮設の設計条件を指定する場合は、その内容 4 水替・流入防止施設が必要な場合は、その内容、期間
建設副産物関係	<ol style="list-style-type: none"> 1 建設発生土が発生する場合は、その受入場所及び仮置き場所までの距離等及び処分又は保管条件 2 建設副産物の現場内での再利用又は減量化が必要な場合は、その内容 3 建設副産物及び建設廃棄物が発生する場合は、その処理方法、処理場所等の処理条件。なお、再資源化処理施設又は最終処分場を指定する場合は、その受入場所、距離等の処分条件
工事支障物件等	<ol style="list-style-type: none"> 1 地上、地下等における占用物件の有無及び占用物件等で工事支障物が存在する場合は、協議の進捗状況、支障物件名、管理者、位置、移設時期、工事方法、防護等 2 地上、地下等の占用物件工事と重複して施工する場合は、その工事内容、期間等
薬液注入工	<ol style="list-style-type: none"> 1 薬液注入を行う場合は、設計条件、工法区分、材料種類、施工範囲、削孔数量、削孔延長及び注入量、注入圧等 2 周辺環境への影響調査が必要な場合は、その内容
その他	<ol style="list-style-type: none"> 1 工事用資機材の保管及び仮置きが必要である場合は、その保管及び仮置場所、期間、保管方法等 2 工事現場発生品がある場合は、その品名、数量、現場内での再使用の有無、引き渡し場所等 3 支給材料及び貸与品がある場合は、その品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所、引渡期間等 4 新技術・新工法・特許工法を指定する場合は、その内容 5 指定部分の引き渡しを行う場合は、その箇所及び引渡時期 6 部分使用を行う必要がある場合は、その箇所及び使用時期 7 工事用水及び工事用電力等を指定する場合は、その内容 8 中間技術検査の対象工事である場合は、対象となる工種、項目、時期等 9 材料検査の対象工事である場合は、対象となる材料、時期 10 継続工事がある場合で、後工事の積算に関する取扱いの対象とする場合、後工事の積算方法

沖縄総合事務局開発建設部 平成 27 年 9 月「工事請負契約における設計変更ガイドライン」より

9 指定・任意の使い分け

(1) 基本事項

指定・任意については、契約約款第1条第3項に定められているとおり、適切に扱う必要があります。

- ① 任意については、その仮設、施工方法の一切の手段の選択は受注者の責任で行う。
- ② 任意については、その仮設、施工方法に変更があっても原則として設計変更の対象としない。(受注者における施工計画書等の修正、提出は必要)
- ③ ただし、指定・任意共に当初積算時の想定と現地条件が異なることによる変更は行う。

(2) 留意事項

指定・任意の使い分けにおいては、下記の事項に留意する必要があります。

- ① 仮設、施工方法等には、指定と任意があり、発注においては、指定と任意の部分を明確にする必要がある。
- ② 発注者(監督員)は、任意の趣旨を踏まえ、適切な対応をするように注意が必要である。

※任意における下記のような対応は不適切

- ・〇〇工法で積算しているので、「〇〇工法以外での施工は不可」との対応。
 - ・標準歩掛かりではバックホウで施工となっているので、「クラムシェルでの施工は不可」との対応。
 - ・新技術の活用については受注者から申し出があった場合に、「積算上の工法で施工」するよう対応。
- ③ ただし、任意であっても、当初積算時の条件と現場条件に変更がある場合は、設計変更を行う。

(3) 参考資料

◎発注者の指定事項以外は受注者の裁量の範囲

■自主施工の原則

契約約款第1条第3項により、設計図書に指定されていない場合は、工事実施の手段、仮設物等は受注者の裁量の範囲

契約約款第1条第3項

仮設、施工方法その他の工事目的物を完成するために必要な一切の手段については、この約款及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者とその責任において定める。

【指定と任意の考え方】

	指 定	任 意
設計図書	施工方法等について具体的に指定する。	施工方法等について具体的には指定しない。
施工方法等の変更	発注者の指示又は承諾が必要	発注者の任意（施工計画書等の修正、提出は必要）
施工方法の変更がある場合の設計変更	設計変更の対象とする。	設計変更の対象としない。
条件明示の変更に対応した設計変更	設計変更の対象とする。	設計変更の対象とする。
その他	<p><指定仮設とすべき事項></p> <ul style="list-style-type: none"> ・河川堤防と同等の機能を有する仮締切のある場合 ・仮設構造物を一般交通に供する場合 ・関係官公署との協議により制約条件のある場合 ・特許工法又は特殊工法を採用する場合 ・その他、第三者に特に配慮する必要がある場合 ・他工事等に使用するため、工事完成後も存置される必要のある仮設 	

沖縄総合事務局開発建設部 平成 27 年 9 月「工事請負契約における設計変更ガイドライン」より

別表1 重要な変更の参考例（土木工事）

工 種	承認事項
イ) 橋梁	a 橋長及び区間長の重要な変更 b 径間割、タイプ等の変更 c 上部工における桁及び床版工の工法の全面的変更 d 下部工における次の変更 (1) 橋台、橋脚の工法の全面的変更 (2) 基礎工の全面的変更
ロ) トンネル	a 延長の変更 b 断面の変更 c 覆工厚の重要な変更 d 地質区分の重要な変更 e 坑内の新設及び廃止 f 指定工法の重要な変更
ハ) 舗装工	a 舗装厚の全面的な変更 b タイプの全面的な変更 (例)・粗粒式を密粒式に変更
ニ) 擁壁工	a タイプの全面的な変更 b 同一タイプの場合の寸法、形状等の大幅な変更 c 基礎工の全面的変更
ホ) 護岸工（防波堤、岸壁等）	a 法覆工、根固工、水制工等のタイプの全面的な変更 (例)・コンクリート法覆を石積とする。 ・十字ブロック根固工を木工沈床とする。 ・水制を杭出し水制とする。 b 護岸工等の形状寸法の全面的かつ大幅な変更
ヘ) 道路掘削、盛土工事	a 道路標準断面の全面的な変更 b 土質区分の全面的変更

別表 2 重要な変更の参考例（営繕工事）

工 種	承認事項
イ) 建築工事	a 主要構造部の構造種別変更 b 延べ面積の過半を超える床面積の増減を伴う変更 c 階数の増減を伴う変更
ロ) 電気設備工事	a 仕様的大幅な変更 b 関連する建築工事に重大な影響を及ぼす変更 c 関連する機械設備工事に重大な影響を及ぼす変更
ハ) 機械設備工事	a 仕様的大幅な変更 b 関連する建築工事に重大な影響を及ぼす変更 c 関連する電気設備工事に重大な影響を及ぼす変更
ニ) 昇降機設備工事	a 関連する建築工事に重大な影響を及ぼす変更 b 関連する電気設備工事に重大な影響を及ぼす変更 c 関連する機械設備工事に重大な影響を及ぼす変更

別紙 設計変更における手続き等

(1) 軽微な設計変更の手続き

軽微な設計変更を行う場合は、その都度、様式 1 により工事担当課長の承認を得て、受注者と協議するものとする。

(2) 設計変更の手続き

浦添市設計変更に伴う契約変更の事務処理要領第 7 条に基づき、工事主管部長の承認を受ける設計変更を行う場合は、様式 2 により工事主管部長の承認を得て、受注者と協議するものとする。

なお、当該設計変更の内容について設計変更審査会に報告を行うものとする。

(3) 重要な設計変更の手続き

浦添市設計変更に伴う契約変更の事務処理要領第 6 条や、工事請負契約における設計変更ガイドライン及び工事一時中止ガイドライン（土木・営繕工事共通）に基づき、重要な設計変更を行う場合は、あらかじめ、工事主管部長の合議を経て、様式 3 により設計変更審査会の承認を得る必要がある。

なお、設計変更審査会の承認後、受注者と協議するものとする。

	設計条件の手続き	設計変更審査会
①軽微な設計変更 当初請負代金額の 20%以下かつ 300 万以下	工事担当課長がその変更内容の内容を掌握し、当該変更の内容が予算の範囲内であることを確認する。	無し
②設計変更 当初請負代金額の 20%又は 300 万を超える	上記①に加え、工事主管部長の承認を得て、設計変更審査会に報告する。	報告事項
③重要な設計変更 当初請負代金額の 30%又は 1,000 万を超える※	上記①に加え、あらかじめ、工事主管部長の合議を得て、設計変更審査会に諮問する。	審議事項

※当初請負代金額の 30%を超える、又は 1,000 万円を超える変更は、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号（議会の議決に付すべき契約）及び第 180 条第 1 項（専決処分事項の指定）により、議会の議決を経た契約について、当該議決に係る契約金額の 100 分の 5 を超える、又は 1,000 万円を超える変更は議会の議決が必要であることを鑑み、重要な設計変更とする。

軽微な設計変更伺い（第5回変更）

課長	主任監督員	現場監督員
起案日	令和○年○月○日	
起案者職氏名	主任技師 ○○ ○○ 印	

下記の建設工事について、浦添市設計変更に伴う契約変更の事務処理要領第 6 条及び工事請負契約における設計変更ガイドライン及び工事一時中止ガイドライン（土木・営繕工事共通）別紙設計変更における手続き等に基づき、軽微な設計変更として受注者と協議してよろしいでしょうか。

工事番号	第○号	工事名	市道○○○○改良工事					
工事場所	○○地内	受注者	(株)○○土建 代表取締役 ○○ ○○					
当初契約	請負代金額(A) : 100,000,000 円							
	工期 自 令和○年○月○日 ～ 至 令和 2 年 12 月 12 日 154 日間							
設計変更			概算増減額 (税込み)(B)	累計概算増減額 (税込み)(C)	概算請負代金額 (税込み)	比率 (累計) C/A	工期	
回数	軽微 重要	変更 契約					至	日間
第 1 回	軽微		1,000,000 円	1,000,000 円	101,000,000 円	1%	R 2.12.12	154
第 2 回	軽微		1,000,000 円	2,000,000 円	102,000,000 円	2%	R 2.12.28	170
第 3 回		有	5,000,000 円	7,000,000 円	107,000,000 円	7%	R 2.12.28	170
第 4 回	重要	有	27,500,000 円	34,500,000 円	134,500,000 円	34.5%	R 2.12.28	170
第 5 回	軽微		1,000,000 円	35,500,000 円	135,500,000 円	35.5%	R 2.12.28	170
設計変更適用基準（最大 3 項目まで）			契約約款第 19 条					
設計変更の内容								

【注 1】 累計概算増減額 (C) は、当初請負代金額に対する比率 C/A が±30%未満に限る。ただし、当初請負代金額の±30%が 100 万円に満たない場合は 100 万円までとする。

【注 2】 適宜、図面、予算管理資料等の必要な資料を添付すること。

【注 3】 概算増減額は請負比率を考慮すること。

設計変更伺い（第3回変更）

部長	課長	主任監督員	現場監督員
起案日	令和○年○月○日		
起案者職氏名	主任技師 ○○ ○○ 印		

下記の建設工事について、浦添市設計変更に伴う契約変更の事務処理要領第 6 条及び工事請負契約における設計変更ガイドライン及び工事一時中止ガイドライン（土木・営繕工事共通）別紙設計変更における手続き等に基づき、設計変更として受注者と協議してよろしいでしょうか。

工事番号	第○号	工事名	市道○○○○改良工事					
工事場所	○○地内	受注者	(株)○○土建 代表取締役 ○○ ○○					
当初契約	請負代金額(A) : 100,000,000 円							
	工期 自 令和○年○月○日 ～ 至 令和 2 年 12 月 12 日 154 日間							
設計変更			概算増減額 (税込み)(B)	累計概算増減額 (税込み)(C)	概算請負代金額 (税込み)	比率 (累計) C/A	工期	
回数	軽微 重要	変更 契約					至	日間
第 1 回	軽微		1,000,000 円	1,000,000 円	101,000,000 円	1%	R 2.12.12	154
第 2 回	軽微		1,000,000 円	2,000,000 円	102,000,000 円	2%	R 2.12.28	170
第 3 回		有	5,000,000 円	7,000,000 円	107,000,000 円	7%	R 2.12.28	170
第 4 回	重要	有	27,500,000 円	34,500,000 円	134,500,000 円	34.5%	R 2.12.28	170
第 5 回	軽微		1,000,000 円	35,500,000 円	135,500,000 円	35.5%	R 2.12.28	170
設計変更適用基準（最大 3 項目まで）				契約約款第 19 条				
設計変更の内容								

【注 1】 累計概算増減額 (C) は、当初請負代金額に対する比率 C/A が±30%未満に限る。ただし、当初請負代金額の±30%が 100 万円に満たない場合は 100 万円までとする。

【注 2】 適宜、図面、予算管理資料等の必要な資料を添付すること。

【注 3】 概算増減額は請負比率を考慮すること。

重要な設計変更伺い（第4回変更）

下記の建設工事において、浦添市設計変更に伴う契約変更の事務処理要領第 6 条及び工事請負契約における設計変更ガイドライン及び工事一時中止ガイドライン（土木・営繕工事共通）別紙設計変更における手続き等に基づき、設計変更したいので理由を添えて伺います。

令和〇年〇月〇日

〇〇課〇〇係長 〇〇 〇〇 印

記

工事番号	第〇号		工事名	市道〇〇〇〇改良工事					
工事場所	〇〇地内		受注者	(株)〇〇土建 代表取締役 〇〇 〇〇					
当初契約	請負代金額(A) : 100,000,000 円								
	工期 自 令和〇年〇月〇日 ~ 至 令和 2 年 12 月 12 日 154 日間								
設計変更			概算増減額 (税込み)(B)	累計概算増減額 (税込み)(C)	概算請負代金額 (税込み)	比率 (累計) C/A	工期		
回数	軽微 重要	変更 契約					至	日間	
第 1 回	軽微		1,000,000 円	1,000,000 円	101,000,000 円	1%	R 2.12.12	154	
第 2 回	軽微		1,000,000 円	2,000,000 円	102,000,000 円	2%	R 2.12.28	170	
第 3 回		有	5,000,000 円	7,000,000 円	107,000,000 円	7%	R 2.12.28	170	
第 4 回	重要	有	27,500,000 円	34,500,000 円	134,500,000 円	34.5%	R 2.12.28	170	
第 5 回	軽微		1,000,000 円	35,500,000 円	135,500,000 円	35.5%	R 2.12.28	170	
設計変更適用基準（最大 3 項目まで）				契約約款第 19 条					
設計変更の内容									
変更理由									

【注 1】 変更理由には別途契約できない理由も記載すること。

【注 2】 適宜、図面、予算管理資料等の必要な資料を添付すること。

設計変更審査会決裁欄

令和〇年〇月〇日

審査会長	都市建設 部長	都市計画 課長	道路課長	工務課長	建築指導 課長	建築営繕 課長	区画整理 課長	美らまち 推進課長	用地課長

Ⅱ. 工事一時中止ガイドライン

1 工事一時中止ガイドライン策定の目的等

工事の発注に際しては、地元設計協議、工事用地の確保、占用事業者等協議、関係機関協議を整え、適正な工期の確保の上で工事発注を行うことを基本としています。しかし、円滑かつ効率的な事業執行を図るため、一部の工事では、各種協議や工事用地の確保が未完了な場合においても、やむを得ず条件明示の上で工事発注を行っています。

こういった中、工事の施工途中で予見できない事態が発生し、受注者の責に帰することができない事由により施工ができなくなった工事や、各種協議及び工事用地の確保が未完了な状態で発注を行った工事について、工事の一時中止が避けられない場合があります。

一部の工事においては、一時中止の指示を行っていない工事も見受けられ、受注者の現場管理費等の増加や配置技術者の専任への支障が生じているといった指摘もあります。

本ガイドラインは、工事請負契約約款第 20 条に基づく工事の全部又は一部の施工を一時中止する場合において、発注者である浦添市と受注者の双方が対等な立場で協議を行うため、工事の一時中止の運用基準の明確化を目的としています。

2 工事の全部又は一部の施工を一時中止する場合

(1) 次の場合に該当するときは、発注者である浦添市の責務として、工事の全部又は一部の施工を一時中止します。

- ア 工事用地等の確保ができない等のため、受注者が工事を施工できない場合
- 工事用地その他設計図書において定められた工事の施工上必要な用地を、受注者が工事の施工上必要とする日までに確保されていない。
 - 道路、警察及びモノレール等の管理者間協議が終わっていない。
 - 管理者間協議の結果、施工できない期間が生じた。

イ 自然的又は人為的な事象（埋蔵文化財の発掘又は調査等を含む。）により、工事を施工できない場合

- 暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地滑り、落盤、火災その他の自然的な事象であって、受注者の責めに帰すことができないものにより、工事目的物等に損害を生じ、又は工事現場の状態が変動した。
- 設計図書と実際の施工条件の相違又は設計図書の不備が発見されたため施工を続けることが不可能と認められた。
- 別契約の関連工事で進捗が遅れた。

- 設計時に行った関係機関との基本協議に基づく施工方法が、工事契約後に行った詳細協議で変更された。
- 予見できない事態（地中障害物の発見等）が発生した。
- 設計変更等により法令等手続きの必要が生じた。
- その他、受注者の責によらない何らかの事象（地元調整等）が生じた。

(2) 発注者が必要があると認めるときは、工事の全部又は一部の施工を一時中止することができます。

- 「必要があると認められる」か否か、中止すべき工事の範囲、中止期間については発注者の判断で行います。なお、工事を中止させることができるのは、工事の完成前に限られます。
- 次の場合に該当するときは、発注者である浦添市の責務として、工事の全部又は一部の施工を一時中止します。

3 発注者の留意事項

受注者の責めに帰すことができないものにより、工事の施工ができないと認められる場合、受注者は工事を施工する意思があっても施工することができず、工事が中止状態となります。

このような場合に発注者が工事を中止させなければ、中止に伴い必要とされる工期又は請負代金額の変更は行われず、負担を受注者が負うこととなります。

このため、発注者は工事の全部又は一部の施工の一時中止を受注者に対して書面により、指示を行わなければなりません。また、一時中止に伴う工期又は請負代金額等を適正に確保する必要があります。

- ① 工事を一時中止するにあたっては、中止対象となる工事の内容、中止期間※の見通し等の中止内容を、受注者に対し原則として協議開始日から14日以内に通知します。
- ② 工事現場を適正に維持・管理等するために、最小限必要な管理体制等の基本事項を指示します。
- ③ 施工可能と認めたときは、工事の再開を指示しなければなりません。
- ④ 一時中止期間の解除に当り工期短縮を行う必要があると判断した場合は、受注者と工期短縮について協議し、合意を図って下さい。また、工期短縮に伴う増加費用等について、受発注者間で確認し、双方で認識の相違が生じないように、確認内容を打合せ簿等書面に記録して下さい。

※中止期間は、実際に工事が中止となる日から一時中止要因が解決し、受注者が工事現場に入り作業を開始できると認められる状態になったときまでとします。

4 受注者の留意事項

工事の一時中止権は発注者にありますが、受注者は、受注者の責めに帰すことができない工事施工不可要因を発見した場合は、工事の中止について発注者と協議することができます。（受注者による中止事案の確認請求権）

受注者は発注者から工事の一時中止の指示があった場合、施工計画書に準じた内容の「一時中止期間中の工事現場の維持・管理に関する基本計画書」（以下、「基本計画書」という。）を発注者に提出し承諾を得ます。

一時中止した工事現場の管理責任は、原則として受注者に属します。なお、詳細については、発注者と受注者の協議により決定します。

■実際に着手する前の施工計画作成中及び測量等の準備期間中であっても、現場の維持・管理等に関する「基本計画書」を提出し承諾を得ることとします。

■基本計画書において、管理責任に係る旨を明らかにします。

また、一時中止期間の解除に当り、発注者からの協議に基づき工期短縮を行う場合は、その方策に関する「工期短縮計画書」を作成し、発注者と協議を行って下さい。

(1) 基本計画書の記載内容

- ア 一時中止時点における工事の出来形、労働者又は技術職員の体制、労働者数、搬入材料及び建設機械器具等の確認に関すること。
- イ 一時中止に伴う工事現場の体制の縮小と再開に関すること。
- ウ 工事現場の維持・管理に関する基本的事項
- エ 工事再開に向けた方策
- オ 工事一時中止に伴う増加費用及び算定根拠（指示時点で想定している中止期間における概算金額を記載する。）
- カ 基本計画書に変更が生じた場合の手続き

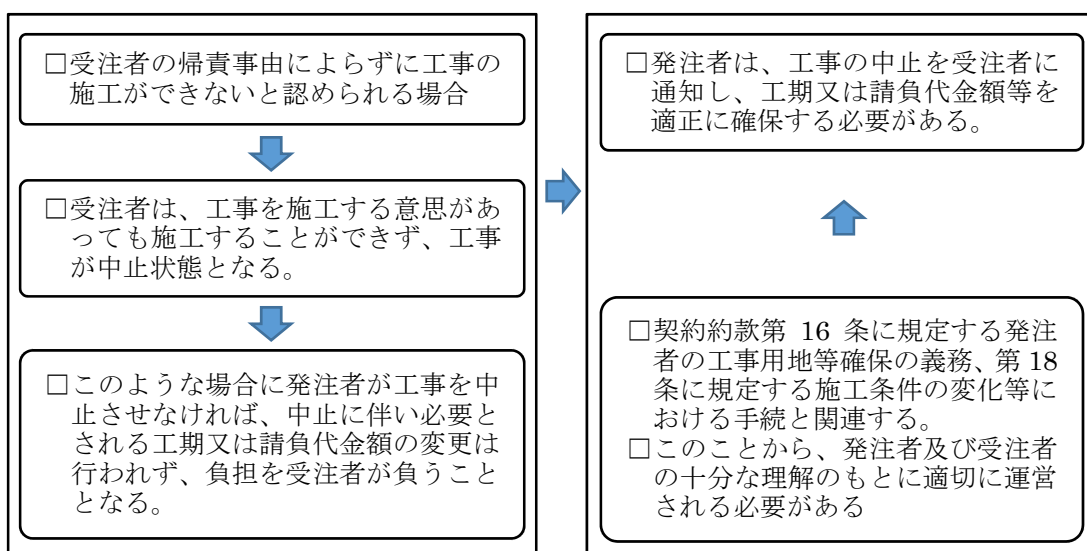
(2) 工期短縮計画書の記載内容

- ア 工期短縮に必要な施工計画、安全衛生計画等に関すること。
- イ 工期短縮に伴う施工体制と短縮期間に関すること。
- ウ 工期短縮に伴い新たに発生する費用について、必要性や数量等の根拠を明確にした増加費用を記載

6 工事一時中止に係る諸手続き等

(1) 発注者の中止指示義務

- 受注者の責めに帰すことができない事由により工事を施工できないと認められる場合には、発注者が工事の全部又は一部の中止を通知しなければならない。
- 受注者は、工事施工不可要因を発見した場合、速やかに発注者と協議を行う。発注者は、必要があれば速やかに工事中止を通知する。
- 【契約約款第 20 条第 1 項】
- ※以降の一時中止に係る事項については、全部又は一部中止とも同様の考えとする。



注) 工事の一時中止期間における主任技術者及び監理技術者の取り扱いについては以下のとおり。

- ・工事を全面的に一時中止している期間は、専任を要しない期間である。
- ・受注者の責めによらない理由により工事中止又は工事内容の変更が発生し、大幅な工期延期※となった場合は、技術者の途中交代が認められる。

【監理技術者制度運用マニュアル：国土交通省総合政策局】

※ 大幅な工期延期とは、建設工事請負契約約款（受注者の解除権）第 51 条第 1 項 2 号を準拠して、「延期期間が当初工期の 10 分の 5（工期の 10 分の 5 が 6 月を超えるときは、6 月）を超える場合」を目安とする。

<ポイント>

適切な工事一時中止の指示は、「発注者の義務」です。

(2) 工事を中止すべき場合

■受注者の責めに帰すことができない事由により工事を施工できないと認められる場合

①工事用地等の確保ができない等のため受注者が工事を施工できないと認められるとき

②暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象であって受注者の責めに帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため受注者が工事を施工できないと認められるとき

の2つが規定されている。【契約約款第20条第1項】

■上記の2つの規定以外にも、発注者が必要があると認められるときは、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。【契約約款第20条第1項】

※一時中止を指示する場合は、「工事を施工できないと認められる状態」にまで達していることが必要であり、「施工できないと認められる状態」は客観的に認められる場合を意味する。

①工事用地等の確保ができない等のため工事を施工できない場合



□受注者の義務である工事用地等の確保が行われなため（契約約款第16条）施工できない場合

□設計図書と実際の施工条件の相違又は設計図書の不備が発見されたため（契約約款第18条）施工を続けることが不可能な場合・・・等

②自然的又は人為的な事象のため工事を施工できない場合



□「自然的又は人為的な事象」は、埋蔵文化財の発掘又は調査、反対運動等の妨害活動も含まれる。

□「工事現場の状態の変動」は、地形等の物理的な変動だけでなく、妨害活動を行う者による工事現場の占拠や著しい威嚇行為も含まれる。

(3) 中止の指示・通知

■受注者は、工事を中止するにあたっては、中止対象となる工事の内容、工事区域、中止期間の見通し等の中止内容を受注者に通知しなければならない。

【契約約款第 20 条】

また、工事現場を適正に維持管理するために、最小限必要な管理体制等の基本事項を指示することとする。

発注者の中止権

□受注者は、「必要があると認められる」ときは、任意に工事を中止することができる。

※必要があると認められる」か否か、中止すべき工事の範囲、中止期間については発注者の判断

□発注者が工事を中止させることができるのは工事の完成前に限られる。

受注者による中止事案の確認請求

□受注者は、受注者の責めに帰すことができない工事施工不可要因を発見した場合は、工事の中止について発注者と協議することができる。

工事の中止期間

□受注者は、中止期間が満了したときは、工事の再開を通知することとなるが、通常、中止の通知時点では中止期間が確定的でないことが多い。

□このような場合、発注者は、工事中止の原因となっている事案の解決にどのくらい時間を要するか実現可能な計画を立て、工事を再開できる時期を通知する必要がある。

□発注者は、施工一時中止している工事について施工可能と認めた時に工事の再開を通知しなければならない。

□このことから、中止期間は、一時中止を指示したときから一時中止の事象が終了し、受注者が工事現場に入り作業を開始できると認められる状態になったときまでとなる。

<ポイント>

中止・再開も書面により通知する必要があります。

(4) 基本計画書の作成

■ 工事期間中における工事現場の管理は受注者が行うことになっており、発注者は工事を中止する場合において、受注者に中止期間中の工事現場の管理に関する計画の作成を指示する。

※受注者は工事期間中の工事現場の管理を善良な管理者の注意をもって行う。

(「善良な管理者の注意」とは、「職業や専門家としての能力、社会的地位などから、通常期待される注意義務のこと」をいう。)

※受注者は、基本計画において管理責任に係る旨を明らかにする。

※実際に工事着手する前の事前調査や施工計画作成中であっても、現場の管理は必要であることから基本計画書の提出を受け、承諾を行うこととする。

記載内容

基本計画書作成の目的

中止時点における工事の出来形、職員の体制、労働者数、搬入材料及び建設機械器具等の確認に関すること

中止に伴う工事現場の体制の縮小と再開に関すること

工事現場の維持・管理に関する基本的事項

工事再開に向けた方策

工事一時中止に伴う増加費用※が発生する項目

基本計画書に変更が生じた場合の手続き

※一部一時中止の場合には、増加費用が発生する項目の記載は省略できる。

管理責任

中止した工事現場の管理責任は、受注者に属するものとする。

受注者は、基本計画書において管理責任に係る旨を明らかにする。

<ポイント>

一時中止期間中も受注者の立場・責任は変わりません。基本計画書によって中止の内容を受発注者間で確認します。

- ・「工事再開に向けた方策」については、一時中止期間の見通しが明確でない場合は、工事を円滑に再開できるように講じる方策、体制の確保等について記載する。
- ・基本計画書に記載する「増加費用が発生する項目」は目安であり、現場条件の変更等により最終的な項目と異なる場合がある。
- ・基本計画書の内容に変更が生じる場合は、変更内容を受発注者間で協議調整し、調整結果を工事打合せ簿で確認するとともに、受注者は変更基本計画書を作成し、発注者に提出するものとする。

(5) 工期短縮計画書の作成

- 発注者は、一時中止期間の解除にあたり工期短縮を行う必要があると判断した場合は、受注者と工期短縮について協議し合意を得る。
- 受注者は、発注者からの協議に基づき、工期短縮を行う場合はその方策に関する工期短縮計画書を作成し、発注者と協議を行う。
- 協議にあたっては、工期短縮に伴う増加費用等について、受発注者間で確認し、双方の認識の相違が生じないようにする。

記載内容

- 工期短縮に必要となる施工計画、安全衛生計画等に関すること
- 短縮に伴う施工体制と短縮期間に関すること
- 工期短縮に伴い、新たに発生する費用について、必要性や数量などの根拠を明確にした増加費用を記載

工期・請負代金額の変更

- 受注者は、発注者からの承諾を受けた工期短縮計画に則り施工を実施し、受発注者間で協議した工程の遵守に努める。
- 工期短縮に伴う増加費用については、工期短縮計画書に基づき設計変更を行う。

(6) 請負代金額又は工期の変更

■発注者は、中止がごく短時間である場合、中止が部分的で全体工事の施工に影響がない等例外的な場合を除き、工事を一時中止した場合において、「客観的に必要があると認められる」ときは、請負代金額及び工期の変更を行う。

①請負代金額の変更

発注者は、工事の施工を一時中止させた場合、請負代金額の変更では補填し得ない受注者の増加費用及び損害について、受注者から請求があった場合には負担しなければならない。

□増加費用の負担（直接的に増加した費用）

- ・工事現場の維持に要する費用（工事一時中止期間中の材料置場、現場詰所等の借地料及び工事現場の保安に要する経費等）
- ・労務者、建設機械器具等を保持するための費用（工事一時中止期間中も最低限必要となる労働者の賃金、工事現場に備え置く必要のある建設機械器具の損料及びリース料等の経費等）

□損害の負担（間接的な費用の増加）

- ・工事一時中止前の工事現場の施工体制から工事一時中止中の維持体制に体制を縮小するために要する費用（不要となった建設機械器具、労務者又は技術者の配置転換に要する費用及び保管のきかない工事材料の売却損等）
- ・工事一時中止中の体制から再開後の施工体制に体制を変更するために要する再開準備費用（建設機械器具の再投入、労務者及び技術者の転入に要する費用等）

※増加費用と損害は区別しないものとする。

②工期の短縮

原則として、当初契約工期に工事を一時中止した期間を加え工期延期する。

- ・一部の施工を一時中止した場合は、発注者と受注者の協議により必要な延期期間を定める。
- ・地震・災害等の場合は、片付け機関や復興に要した期間を含めて工期延期することも可能である。

7 増加費用の考え方

(1) 準備工着手前に一時中止した場合

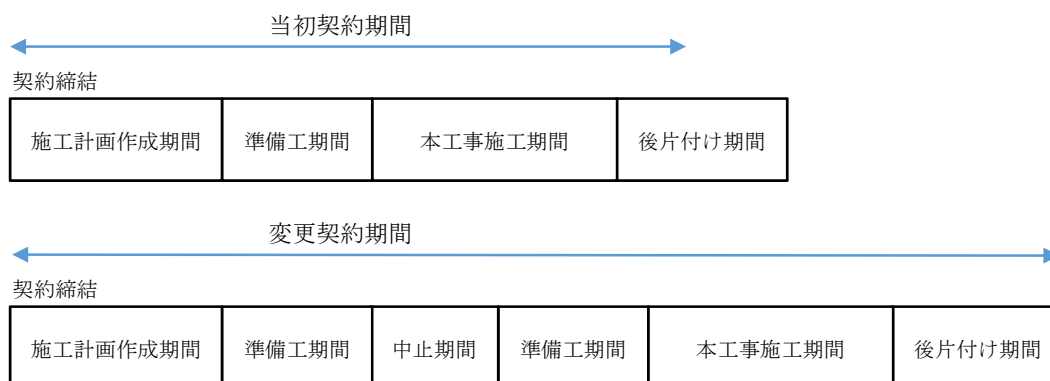
- 準備工着手前とは、契約締結後で、現場事務所・工事看板等が未設置、材料等が未手配の状態での測量等の準備工に着手するまでの期間をいう。
- 発注者は、上記の期間中に、準備工又は本工事の施工に着手することが不可能と判断した場合は、工事の一時中止を受注者に通知する。



- ①基本計画書の作成
- 契約約款（工事用地の確保等）第 16 条第 2 項に「受注者は、確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない」とあり、このことから、受注者は必要に応じて、「工事現場の維持・管理に関する基本的事項」を記載した基本計画書を発注者に提出し、承諾を得る。
- ②増加費用
- 一時中止に伴う費用の増加は、原則計上しない。

(2) 準備工期間に一時中止した場合

- 準備工期間とは、契約締結後で、現場事務所・工事看板等を設置し、測量等を行うなど、本工事施工前の準備期間をいう。
- 発注者は、上記の期間中に、本工事の施工に着手することが不可能と判断した場合は、工事の一時中止を受注者に通知する。



①基本計画書の作成

□受注者は、「工事現場の維持・管理に関する基本的事項」を記載した基本計画書に必要なに応じて増加費用が発生する項目を記載した上で、その内容について発注者と協議し、同意を得る。

②増加費用

□増加費用等の適用は、発注者が工事の一時中止を指示し、それに伴う増加費用等について、受注者から請求があった場合に負担する。

□増加費用は、安全費（工事看板等の損料）、営繕費（現場事務所の維持費、土地の借地料）及び現場管理費（監理技術者もしくは主任技術者、現場代理人等の現場従業員手当、ただし、他工事に従事した期間は除く）等が想定される。

③増加費用の算定

□増加費用の算定は、受注者が「基本計画書」に従って実施した結果、実際に要した工事現場の維持等の費用の見積に基づき、費用の必要性・数量など発注者と受注者の協議により決定する。

(3) 本工事施工中に一時中止した場合

①基本計画書の作成

□受注者は、発注者から工事の一時中止の指示があった場合、基本計画書を発注者に提出し、承諾を得る。

②増加費用

□増加費用等の適用は、発注者が工事の一時中止を指示し、それに伴う増加費用等について、受注者から請求があった場合に負担する。

□増加費用として積算する範囲は、工事現場の維持に要する費用、工事体制の縮小に要する費用、工事の再開準備に要する費用、中止により工期延期となる場合の費用、工期短縮を行った場合の費用とする。

○工事現場の維持に要する費用

- ・一時中止期間中において工事現場を維持し又は工事の続行に備えて機械器具、労務者又は技術職員を保持するために必要とされる費用等
- ・一時中止に係る工事現場の維持等のために必要な受注者の本支店における費用

○工事体制の縮小に要する費用

一時中止時点における工事体制から一時中止した工事現場の維持体制にまで体制を縮小するため、不要となった機械器具、労務者、技術職員の配置転換に要する費用等

○工事の再開準備に要する費用

工事の再開予告後、工事を再開できる体制にするため、工事現場に再投入される機械器具、労務者、技術職員の転入に要する費用等

○工期短縮を行った場合の費用

工期短縮の要因が発注者に起因する場合、自然条件（災害等含む）に起因する場合の工期短縮に要する費用等

③増加費用の算定

□増加費用の算定は、受注者が「基本計画書」に従って実施した結果、実際に要した工事現場の維持等の費用の見積に基づき、費用の必要性・数量など発注者と受注者の協議により決定する。

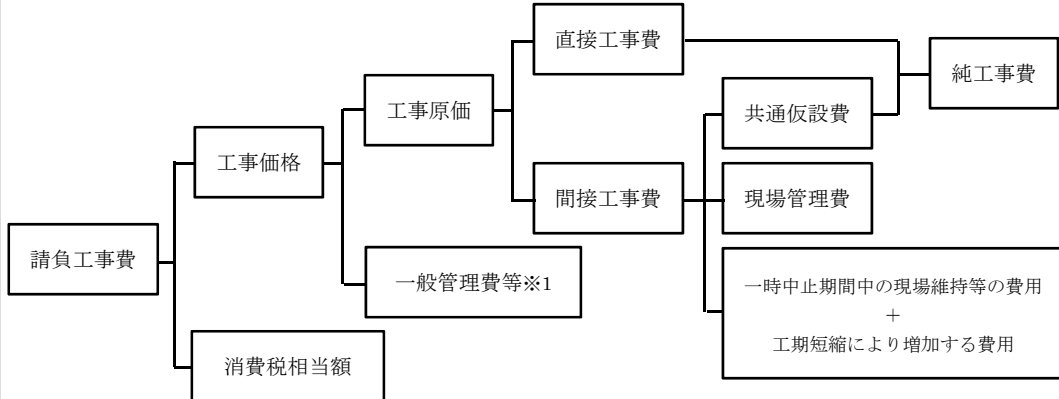
□増加費用の各構成費目は、原則として、一時中止期間中に要した費目の内容について積算します。再開以降の工事にかかる増加費用は、設計変更で処理する。

□一時中止に伴い発注者が新たに受取対象とした材料、直接労務費及び直接経費にかかる費用は、該当する工種に追加計上し、設計変更により処理する。

④増加費用等の構成

□土木工事費の構成

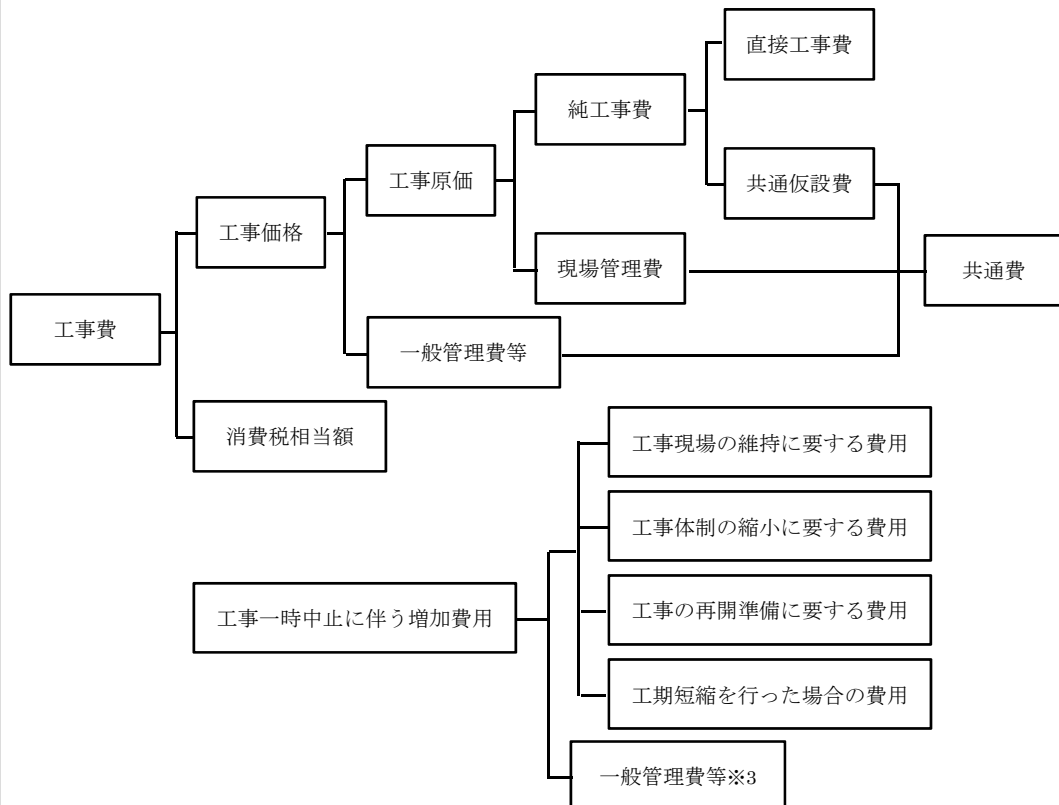
一時中止期間中の現場維持等に要する費用を工事原価に含め一般管理費等の対象とする。



※1 一時中止に伴う本支店における増加費用を含む。

□公共建築工事費※2の構成

一時中止期間中の現場維持等に要する費用は、原契約の請負工事費とは別に計上する。



※2 公共建築工事とは、建築工事、電気設備工事及び機械設備工事をいい、昇降機設備工事は電気設備工事あるいは機械設備工事の規定を準用する。

※3 一時中止に伴う本支店における増加費用を含む。

④増加費用の積算

増加費用は、原則、工事目的物又は仮設にかかる工事の着手後を対象に算定することとし、算定方法は下記のとおりとする。ただし、中止期間 3 ヶ月以内は標準積算により算定し、中止期間が 3 ヶ月を超える場合及び道路維持工事等の経常的な工事などの標準積算によりがたい場合は、受注者から増加費用にかかる見積を求め、受発注者間で協議を行い、増加費用を算定する。

※標準積算の適用範囲は、積算基準策定時に検証したケースが 3 ヶ月程度までであることから、「中止期間を 3 ヶ月以内」としている。

※見積を求める場合、中止期間全体にかかる見積（例えば中止期間 4 ヶ月の場合、4 ヶ月分の見積）を徴収する。

注) 増加費用の算定（請負代金額の変更）は、工事着手後を原則とし、工事着手前の増加費用に関する受発注者間のトラブルを回避するため、契約図書に適切な条件明示（用地確保の状況、関係機関との協議状況など、工事着手に関する条件）を行うとともに、施工計画打ち合わせ時に、現場事務所の設置時期などを確認し、十分な調整を行うこと。

□土木工事における増加費用の積算（3 ヶ月以内、標準積算による場合）

※沖縄県土木工事標準積算基準書「第 1 編第 10 章 工事における工期の延長等に伴う増加費用の積算」（1-10-①-1）を参照

○一時中止に伴う現場維持等に要する費用は下記の式により算定する。

$$G = dg \times J + \alpha$$

G : 中止期間中の現場維持等の費用（単位円 1,000 円未満切り捨て）

dg : 一時中止にかかる現場経費率（単位% 小数第 4 位四捨五入 3 位止め）

J : 対象額（一時中止時点の契約上の純工事費）（単位円 1,000 円未満切り捨て）

α : 積上げ費用（単位円 1,000 円未満切り捨て）

○一時中止にかかる現場経費率（**dg**）の算定する。

$$dg = A \{ (J / (a \times J^b + N))^B - (J / (a \times J^b))^B \} + (N \times R \times 100) / J$$

N : 一時中止日数（日）

ただし、部分中止の場合は、部分中止に伴う工期延期日数

R : 公共工事設計労務単価（土木一般世話役）

A・B・a・b : 工事毎に決まる係数（土木工事積算基準・標準歩掛表による）

□公共建築工事における増加費用の積算（3 ヶ月以内、標準積算による場合）

「沖縄県土木建築物建築工事積算基準」によるものとする。工事の一時中止に伴い、直接工事費及び共通費について、増加費用を設計変更する場合は、「工事の一時中止に伴う増加費用等の積算上の取り扱いについて」（昭和 57 年 3 月 29 日付け国土交通省技調発第 116 号）を適用する。

□電気設備工事及び機械設備工事については、上記建築工事積算基準に準じるものとする。

(4) 工期短縮を行った場合（当初設計から施工条件の変更がない場合）

①増加費用の範囲

工期短縮の要因が発注者に起因するもの・・・【増加費用を見込む】

例) 工種を追加したが工期延期せず当初工期のままとした場合

工期短縮の要因が受注者に起因するもの・・・【増加費用は見込まない】

例) 工程の段取りにミスがあり、当初工程を短縮せざるを得ない場合

工期短縮の要因が自然条件（災害等含む）に起因するもの・・・【増加費用を見込む】

例) 想定以上の悪天候により、当初予定の作業日数確保が見込めず工期延期が必要であるが、何らかの事情により、工期延期ができない場合

例) 自然災害で被災※を受け、一時作業ができなくなったが、工期延期をせず、当初工期のまま施工する場合

※災害による損害については、契約約款第 29 条（不可抗力による損害）に基づき対応

②増加費用を見込む場合の主な項目事例

当初昼間施工であったが、工種追加により夜間施工を追加した場合は、夜間施工の手に要する費用

パーティー数を増加せざるを得ず、建設機械等の台数を増加させた場合に要する費用

その他、必要と思われる費用

※増加費用の内訳については、受発注者間で協議する。

8 増加費用の設計書及び事務処理上の扱い

(1) 増加費用の設計書における取り扱い

■増加費用は、一時中止した工事の設計書の中に「一時中止期間中の現場維持等の費用」として原契約の請負工事費とは別に計上する。ただし、設計書上では、原契約に係る請負工事費と増加費用の合算額を請負工事費とみなす。

(2) 増加費用の事務処理上の取り扱い

■増加費用は、原契約と同一の予算費目をもって、設計変更の例に倣い、変更契約するものとする。

■増加費用は、受注者から請求があった場合に負担し、増加費用の積算及び設計変更は、工事再開後速やかに受発注者間で協議して行う。

9 工事一時中止に伴う増加費用の取扱いについて

(1) 工事一時中止の区分

	全部一時中止 (工事全体の全体)	一部一時中止 (重たる工種の中止)
中止の期間	工事範囲全体	工事範囲において工事が 施工できない部分 (中止の通知の際に図面に 中止箇所を図示)
技術者の専任	工事を全面的に一時中止して いる期間は専任を要しない。 (書面により明確となっている こと)	工事施工期間は専任が必要
受注者が契約解除 できる時期 (契約約款第 48 条)	中止期間が工期の 10 分の 5 を超えるとき (工期の 10 分の 5 が 6 月を 超えるときは、6 月)	中止部分を除いた他の部分の 工事が完了した後、3 月を 経過しても、なお、その中止が 解除されないとき
工期変更	原則として、中止期間分を工期 延期することが考えられる。	一部一時中止に伴う影響期間に ついて工期延期する。

(2) 全体中止と部分中止の積算内容の違い (算定方法の違い)

全部一時中止 (工事全体が中止)	
<p>工種 A (主たる工種)</p> <p>工種 B (その他工種)</p> <p>一時中止</p> <p>一時中止</p> <p>変更</p> <p>変更</p> <p>中止期間における現場維持のための社員等</p> <p>中止期間 : N (日)</p>	
<p>中止期間が 3 ヶ月以内の場合</p> <p>→ 標準積算 + 積上げ積算</p>	<p>中止期間が 3 ヶ月を超える場合</p> <p>→ 全て積上げ積算</p>
<p>○率計上項目は、標準積算 (率計上) とする。</p> <p>(社員等給与、現場事務所費用等)</p> <p>※標準積算の率計上項目の対象日数は「中止期間 N」を用いる。</p> <p>○率計上項目以外は積上げ積算とする。</p> <p>(材料の保管費用、仮設諸機材の損料等)</p> <p>※積上げ積算の対象期間は「中止期間 N」とする。</p>	<p>○全ての増加費用を積上げ積算する。</p> <p>(社員等給与、現場事務所費用等 + 材料の保管費用、仮設諸機材の損料等)</p> <p>※積上げ積算の対象期間は「中止期間 N」とする。</p>
一部一時中止 (重たる工種が中止)	
<p>工種 A (主たる工種)</p> <p>工種 B (その他工種)</p> <p>一時中止</p> <p>一時中止</p> <p>変更</p> <p>変更</p> <p>現場代理人・監理技術者 (中止期間における現場維持のための社員等)</p> <p>一時中止に伴う 工期延期期間 : N (日)</p> <p>※数量増による工期延期日数は除く 標準積算における率計算 : ①</p> <p>中止期間 : N (日)</p> <p>標準積算における積上げ : ②、標準積算以外 : ③</p>	
<p>中止期間が 3 ヶ月以内の場合</p> <p>→ 標準積算 + 積上げ積算</p>	<p>中止期間が 3 ヶ月を超える場合</p> <p>→ 全て積上げ積算</p>
<p>①率計上項目は、標準積算 (率計上) とする。</p> <p>(社員等給与、現場事務所費用等)</p> <p>※標準積算の率計上項目の対象日数は「工期延長期間 N'」を用いる。</p> <p>②率計上項目以外は積上げ積算とする。</p> <p>(材料の保管費用、仮設諸機材の損料等)</p> <p>※積上げ積算の対象期間は「中止期間 N」とする。</p>	<p>③全ての増加費用を積上げ積算する。</p> <p>(社員等給与、現場事務所費用等 + 材料の保管費用、仮設諸機材の損料等)</p> <p>※積上げ積算の対象期間は「中止期間 N」とする。</p>